

平成 27 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第12回定例会 12月 8 日 開 会
12月14日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 27 年 12 月 8 日（火曜日）

第 12 回南三陸町議会定例会会議録

（第 1 日目）

平成27年第12回南三陸町議会定例会会議録第1号

平成27年12月8日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町長	最知	明広 君

会 計 管 理 者	芳 賀 俊 幸 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
震災復興企画調整監兼 地 方 創 生 ・ 官民連携推進室長	檀 浦 現 利 君
管 財 課 長	仲 村 孝 二 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	三 浦 浩 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農 林 行 政 担 当)	佐久間 三津也 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建設課技術参事(漁 港・漁集事業担当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	阿 部 明 広 君
復 興 事 業 推 進 課 長	糟 谷 克 吉 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	小原田 満 男 君
上 下 水 道 事 業 所 長	及 川 明 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	及 川 庄 弥 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐々木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 勝 美 君
総 務 課 主 幹 兼 財 政 係 長	佐々木 一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 修 一 君
生 涯 学 習 課 長	菅 原 義 明 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	佐 藤 孝 志 君

選挙管理委員会部局

書 記 長 三 浦 清 隆 君

農業委員会部局

事 務 局 長 佐久間 三津也 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 孝 志

主 幹 兼 総 務 係 長 佐 藤 辰 重
兼 議 事 調 査 係 長

議事日程 第1号

平成27年12月8日（火曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。ご苦労さまでございます。

きょうから12月定例会でございます。活発かつ円滑な議会運営にご協力くださいますようよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第12回南三陸町定例会を開会いたします。

遅刻議員、9番阿部 建君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において5番村岡賢一君、6番今野雄紀君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日から12月14日までの7日間とし、うち休会を12日、13日にいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月14日までの7日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に、お手元に配付しておりますとおり、請願1件、陳情3件が提出されこれを受理

しております。

次に、監査委員よりお手元に配付しておりますとおり、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、村岡賢一君、後藤伸太郎君、佐藤宣明君、菅原辰雄君、今野雄紀君、及川幸子君、山内昇一君、以上7名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、議会運営委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。議会運営委員長後藤清喜君。

○13番（後藤清喜君） ただいま局長が朗読したとおりでございますが、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会運営委員会調査報告を終わります。

次に、議会広報に関する特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。議会広報特別委員長後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） ただいま事務局をして説明いたしましたとおりです。会期の間に特別委員会委員長、交代しておりますので、私のほうから報告させていただきますが、今後とも議会の開かれた議会目指して議会のありのままを伝えていくことに邁進していきたいと思っておりますので、ご協力よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会広報に関する

る特別委員会調査報告を終わります。

次に、議会行財政改革に関する特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。議会行財政改革特別委員長山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） ただいま事務局長をして朗読説明のとおりであります。お取り計らいよろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会行財政改革に関する特別委員会調査報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成27年第12回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中、ご出席を賜り感謝を申し上げます。

平成27年第11回臨時会以降の行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げます。

初めに、11月25日に開催いたしました南三陸病院及び総合ケアセンター南三陸の落成式について、ご報告を申し上げます。

本施設は、東日本大震災において被災した公立志津川病院の再建と医療・福祉の連携を目的として計画し、整備を進めてきたものであります。

落成式は、高橋長偉名誉町民ご臨席のもと、台湾紅十字組織の王会長、イスラエル駐日大使ルツ・カハノフ氏を初め、関係機関から150名の皆様をお招きし、開催をいたしましたものであります。式典においては、この施設の建設に当たり特にご尽力いただいた方々に対し感謝状を贈呈し、また、式典終了後には施設の内覧会を実施いたしました。

南三陸病院及び総合ケアセンター南三陸については、来週14日からの供用開始に向け、現在

最終準備を進めております。震災発生直後からこれまで医療・福祉拠点の整備に向けてご尽力を賜りました全ての皆様に対し、改めて深く感謝を申し上げますとともに、今後はこの施設を核として医療・保健・福祉の一層の充実に取り組んでまいり所存でございます。

次に、旧南三陸町防災対策庁舎の譲渡及び敷地の使用貸借に関する契約についてご報告を申し上げます。

この契約は、当町と宮城県との間において平成27年11月30日付で締結したものであり、本契約に基づき宮城県に対し年内中には旧庁舎とその敷地の引き渡しをする予定となっております。今後は、平成43年3月10日までの間、宮城県がその責任と費用負担において旧庁舎及び敷地の維持管理を行うこととなりますが、町といたしましても引き続き周辺環境の維持や周辺整備を担ってまいりますので、議員の皆様の特段のご理解とご協力について、お願いを申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

行政報告等に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

なお、請願・陳情の処理状況についても含むものといたします。

午前10時13分 休憩

午前11時36分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事請負契約等の行政報告に対する質疑を許します。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 7番です。

1ページの寄木線の道路修繕であります。この寄木線は起点と終点はどのあたりになっているんですかね。その町向線との接点というのはどのあたりで接点になっているのかです。震災当時から町向線、今回の工事は舗装というようなことですが、一部河川、川があるんですが、その付近あたりで高潮のときは相当通行に困難だったと、支障を来したというようなことがあります。今もそういうことが続いているんですが、今後修繕、この全体的な改良といいますか、そういうことの計画はあるのかなのかですね、その辺あたり。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 寄木線の今回の舗装の補修工事でございますけれども、国道45号、

皿貝から集落に向かって約600メートル施工するという内容でございます。ちょうど寄木蕪の浜線という町道がまたありますけれども、その周辺あたりまでいく予定でございます。

それとあと町向の件でございますけれども、県のバック堤の工事と密接に関係しております。基本的にはあの位置に橋梁を復旧をし、その上へいくと。現在、国道の下をくぐっている状態ですけれども、逆に国道よりも高い位置を通過しますので全てが完成すれば今ご指摘の冠水の問題は解決するんだらうと思っておりますので、当面は維持管理に努めながらなるべく地域の皆様にご迷惑がかからないようなことで進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 今、600メートル、公道から600メートルというと、防集団地から下がっていくところとつながるところあたりかなという、今そういう解釈なんですけれども。それからその水門に下がっていった、水門から100メートルぐらいですかね、100メートル、150メートルぐらい低くなっているんですよ。そういう部分ですすね、かなり浸水して通行困難が来しているというようなことでありますんで、やはり何と申しますかね、その時期が来るまでなかなか待てないというような住民の声もありますのでね、早急に通行に支障を来さないような対応をしていただければなと、そう思いますんで、よろしく願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 寄木線は昨年度土砂崩れ、それから国道45号と同じように、しけの場合は越波するという箇所もございますので、その辺も含めながら努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。7番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 議長、6番です。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。私も1点だけ。

その入札結果その3について、伺いたいと思います。

今回、地盤調査ということの業務委託のようなんですけれども、ここはかさ上げした土地なんですけれども、引き渡すというか、そのときに調査というか、改めてしなきゃいけないのかどうか、そこはちょっと何ですか、不審に思ったものですから、質問させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回の建設場所につきましては、盛り土工事の上に建設をするとい

う状況でございます。それで、その箇所の当然盛り土が終わった段階で支持地盤までボーリングをするということも一つの案でございますけれども、そうした場合費用がかさむという。一番盛り土をした土よりも、その下の状況を知りたいと思っています。現在の地盤の上に盛り土した場合、どういう変化があるのか。下がしっかりしていれば構わないんですが、そこも事前に調査をしたいということでございます。当然盛り土が終わればボーリングの深さが変わってくるので、これ以上の経費がかかりますので、事前に調査をするということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の説明で、ちょっとわかりづらかったんですけども、盛り土をしたところで、盛り土が終わった時点で何らかの強度の確認というか、すぐ建てられるような確認はできないのかどうか、その点を伺いたと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ボーリングまでとはいきませんが、それ相応の調査はする必要があると思っています。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） はい、3番です。

ただいまのその3の関係ですけれども、給食センター、私はこの間の図面を見て、国道のすぐそばに給食センターってないんでないかというようなことを質問したのが先日でした。その場所と同じところにこれは建てるのを、建設するのを前提とした、これは地盤調査なんでしょうか。お伺いたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） その質問はちょっと私聞いた以上わからないんですが、こちら指示を受けているのは国道のそばの土地についての調査でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 国道のそばということは、今の新井田の新しい国道から中団地に入るところの角にこの間の説明ですと新しい給食センターというイメージだったんですけども、場所はそこの調査でいいんですかということです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それ以外は聞いておりませんので、そこが場所でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君）　こんなに早く場所も設計も決まっているようなんですけれども、あそこの場所で議会が通ればやるんでしょうけれども、国道のすぐそばに私もこの間質問しましたけれども、皆さん納得してこれを提案してきているんですかね、国道のそばに給食センター。私から言えばちょっと給食センター、子供たちの安全を考えなきゃない給食をつくるのに国道のそばに建てるということにちょっと疑問があるんですけれども、いかがなんでしょうか。

○議長（星　喜美男君）　企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）　あの場所に給食センターをとというのは、前回もご説明をしたとおりで、概要は変わりませんが、子供の安全といっても、給食センターに毎日子供が行くということではございませんし、一般の町民の方々も毎日給食センターを利用するということではございません。さらに、ちょっと時間は忘れたんですが、調理が終わってから一定の時間以内に学校まで運ばなければいけないというような制約などもありましたので、これから三陸道ができれば戸倉、入谷、歌津というところへの時間内での給食の運搬も可能だろうということからアクセス的にもあの場所がいいのではないかとというようなことも含めて決定をさせていただいたところでございます。

○議長（星　喜美男君）　ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君）　1ページの戸倉の浄水場なんですけど、落札した業者さんはフソウ東北支店というんですか。聞いたことのない会社のようにありますが、制限つき一般競争入札で予定価格が10億円、最低額が8億5,000万円ということであります。予定価格は予定価格として、その最低価格の設定する際の率ですね、何%で設定されたのか。計算すれば大体この最低価格で札を入れた方が落札したんでしょうがね。普通、宮城県の歩切りといいますか、パーセントが大体の筋がうたわれてあるんですが、それに沿って我が町でもやられたのかなという感じがするんですが、正式なところ何%の率で最低価格を設定したのかということであります。

それから、次のページの地盤調査、今いろいろと全国、世の中で騒がれていますね。何というんですか、地盤調査のボーリングの関係。この予算ですって、どれぐらいの箇所をやられるのか、それで十分なのかどうかということなんです。建てたあがりにぐらついてきたとかね、そういうことないのかということですよ。もうちょっと厳密な調査をするべきではなかったのかな、するべきでなかったのか、実際何カ所ぐらいやられているか、大丈夫かどうかという問題なんですって。その辺のところ。

○議長（星　喜美男君）　総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 町では最低制限価格運用要領という規定を定めてございまして、その3条に契約ごとなんですけれども、予定価格の65%を下回らず85%を超えない範囲内で定めるということにございまして、当初の運用上、おおむね70%を基準として最低制限価格を設けてございます。今回は70%でございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回のボーリングにつきましては、今問題になっています基礎ぐいを打つということではなくて、支持地盤がどの位置にあるか、どの深さにあるかというものを調査するわけでございますので、今回の結果によりまして建物がぐらつくとかということは直接的にはございませんので、ご理解をお願いをしたいと思います。基本的には2カ所から3カ所予定をしているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 65から85、で70にしたということでありまして。この予定価格から70にして予算、最低価格に近い落札になったようですが、これでも大丈夫なんだろうね。これは建設課長なのか、水道のほうですか。随分ね、値段が下がったかなと思うんですが、その辺のところですね。最近、復興予算だと99%とか、落札率といいますかね、予定のね、98とかっていう。これ70でかなりの額下がったのかなと。それ何かあったのかなと、そんな思いもありますけれども。

それから、3ページのほうですが、調査をして、地盤、岩盤まで何メートルあるのかなというものの調査も含まれるんでしょう。支柱のほうで問題になっている、それは当然なんですけど、何メートルという、2カ所から3カ所やって、それだけで十分なのかなということなんです。ボーリングする箇所ですね。支柱が問題なんだろうけれども、それだけの箇所だけで、給食センター建てる面積ちょっとわかりませんが、もっともっとやる必要がないのかどうか、これは最低の数なのか、平均的な数なのか。十分にこれだけやれば十分だという数なのかね、その辺ですよ。そこが心配なんですね。せっかく建てても、後で問題が起きなければいいんですが。その辺のところ。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 戸倉浄水場等の築造工事の落札率が低いということでございますけれども、今回の工事につきましては、3社入札に参画してございますが、3社とも我々が想定した以上に非常に価格競争があらわれた結果になったのかなというふうに思います。この80%程度で落札ということで、やや議員がおっしゃいます工事に対しての精密性と

いいですか、品質確保の部分では当然不安の部分は数字上見ればそういった不安もござい
ますが、受注された業者の実績相当から見ましても水道事業で言えば水道におけるゼネコンと
も言われている会社でございますので、非常に実績豊富な会社でございます。そういった部
分から見れば大丈夫であろうというふうに思いますし、当事業所としても施工管理について
はこれまで以上に重視して対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回の部分については、それほど広い場所でもございませ
んし、建物自体がそういう大きいものではございませぬ。十分かと言われれば極端に言
えば建物の形、それから場所がピンポイントで決まっていればその4隅を4カ所やれば
一番確実だと思いますが、一般的にはそこまでやっていないという状況でございま
す。普通は2カ所をやって、縦断方向に2カ所をやって、岩盤線を推定をすると。そ
れでもまだ疑問点があれば追加をしてちょうど直角方向にもう1カ所やって、さら
に詳細の調査をするというのが一般的でございませぬので、今回の内容は建物から
すると適当であろうかと考えておりますし、またボーリングの結果、先ほど申し
たとおり不安な点があればその場でまた追加をしてやるということになっておりま
すので、私は十分かと思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 予定価格10億円、入札価格が8億5,000万円ということ
でありまして、かなりの低い価格で落札されたというのは事実であります。安ければ
手を抜いてもいいというわけでもないからね。その辺のところを管理ですね、きち
っとやっていただかなければならないかなというふうに思います。そこら辺を十分
にお願いして、終わります。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） ただいまのご指摘のとおり、水道施設につ
きましては、つくれば終わりということではなく、住民の安全・安心という部分も
当然含まれた事業でございませぬので、ご指摘のとおり注視していきたいという
ふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないよう
でありますので、以上で工事請負契約等の行政報告に対する質疑を終了いたしま
す。

これで行政報告を終わります。

ここで昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時08分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第5、一般質問を行います。

通告1番村岡賢一君。質問件名、圃場整備について問う。以上1件について、一問一答方式による村岡賢一君の登壇、発言を許します。村岡賢一君。

〔5番 村岡賢一君 登壇〕

○5番（村岡賢一君） 5番村岡賢一は、議長のお許しをいただきましたので、壇上より一般質問をさせていただきます。

圃場整備についてでございますけれども、復興も方々でさまざまな復興が進んで、最終局面を迎えようとしております。その中で、圃場整備が国の支援の中で大々的に行われてきているわけでございます。しかしながら、実際に整備が終わった土地を見ますと、到底農地として不向きな土地が見受けられます。当初それを担おうとしていた農家の人たちにとってもこれでは農業ができないという、悲痛な叫びが聞こえております。そういう中であって、さまざまボランティアの方々とか、ストーンクラッシャーとか、いろいろと手を打ったようでございますけれども、それでも広範囲な土地を圃場整備の中で農業ができるという土地をつくるということはいまだかつて難しい状況にあります。なおさら被災した農家がこれからうちの再建などさまざまやらなければならないことがたくさんあるわけでございます。収入源として捉えていた農業ができないということは、非常にこれは農業を目指してきた人たちにとっても大変な事態でございます。今、地方創生が叫ばれている昨今、この圃場整備の中で集団営農というものは本当に光明を差すものと期待をしておりましたけれども、逆にここにきて影を落とさざるを得ない状況があるわけでございます。

これらの諸問題について、農地の今後、耕作のできない土地をどうするのか、どう対策をとっていくのか。また、それを担おうとしている農家の方々にどのような対応をされるのか、町長からご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、ご質問の圃場整備について、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の農地の整備について。農地として適さない土地があるが、その対策ということについてお答えをさせていただきたいと思いますが、ご案内のとおり、震災後の圃場整備事業における農地の状況につきましては、これは昨年9月の定例会時の一般質問でもお答えをいたしてございますが、通常の圃場整備事業におきましては、従前の農地の耕作土を使用するのが一般的であります。当該事業に係る農地の土については、津波による流出や瓦れき混入による堆積土として処分されるために従前の農地の土を耕作土として使用することが困難でありまして、ほかの場所からの搬入しなければ施工できないという工事で行いました。搬入土については、事業主体であります宮城県において圃場整備事業のほか、漁港、河川等の各復旧事業間で調整をして、町内の防集事業で発生する残土を有効活用することとしてきたところでございます。

しかしながら、本年から順次引き渡されている圃場において表土に石が混じっており、営農再開に支障となることから、ストーンクラッシャー等による施工を行いまして、農家や営農組合に作付をしていただいたところであります。

在郷工区においては本年の作付分として水田と畑の完成箇所の一部引き渡しを受けて営農再開を来ましたが、ネギの作付を行った圃場の状態が悪く、石まじりの表土に加え排水状況も不良のため、予定している収量が見込めない状況となっております。

また、田表工区においても一部水田において湧水等による不具合箇所がある状況でございます。これらの状況について、各圃場整備地区において稲作の刈り取り終了後に圃場の改善に向け、事業主体の県と各営農組合及び町、農協関係機関等の立ち合いのもとに、不具合箇所等の確認を行ったところであります。

在郷地区、田表地区においても現地確認を実施し、ストーンピッカーによる石の除去、固く締まった作土を砕き、排水性を向上させる工事や、湧水処理等の補完工事の実施に向け調整し、安定した営農が図れるように継続的に対処していく方向であります。

次、2点目の営農を目指してきた農家への今後の対応はということについてお答えをさせていただきますが、本年から圃場整備工区において順次引き渡しを受けた農地において、営農組合が中心になりまして耕作が再開をされておりますが、水稻につきましては天候にも恵まれおおむね順調に進み、地力は弱いながらもまずまずの収量となりました。在郷工区においても、水稻2ヘクタールを作付し、10アール当たり370キログラムの収量であったと聞いております。

畑作については、ネギの作付を行い、土壌状況が不良であったものの、定植から夏ごろまで

は順調な生育でありましたが、その後の天候不良と豪雨の影響もあり、排水状況が悪いために圃場の一部で著しい生育不良となりました。

このような状況でありましたが、生産者の方々の熱心な営農により、ようやく12月上旬から収穫調整と集荷を行うこととなったようであります。両地区とも営農組合を中心とした農業経営を行う方向でありまして、水田については主食用米のほかにも転作作物等の作付を誘導し、ネギ栽培についても周年集荷を確立し、農家所得の向上を図るべく、農協関係機関と一体となった取り組みを推進してまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 私はですね、この圃場整備について、業者の方はプロの方をお願いしたと思うんですが、そのあたりはどうなんだろうかね。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） ご存じのように、事業主体につきましては、県のほうが主体となっております、当然そういった工事をするというところで進めておるところでございますので、そういう事情も十分に承知している業者であるというふうに認識しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 私は農家の端くれですので言わせてもらいますけれども、プロが畑作ができない、農業ができないという土をわかってそこに持ってくるということそのもの、基本が一番最初のスタートが間違ってしまったのではないかと、こう思うわけです。それが全ての事の始まりなんです。なので、やはりこれはどうふうに検証されているのか、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど答弁で申し上げさせていただきましたが、基本的に前の耕作土につきましては流出をしてしまったということがございまして、そこに入れる土ということにつきましては、防集の土を入れるということでこれまで圃場整備を進めてまいりましたが、今、村岡議員がおっしゃるように、できたばかりのときは見た目は大変いい見た目なんです、実際にじゃあ耕作を始めた際になりますと、どうしてももう赤土といえますか、大変排水の悪い土が入っているということでございまして、大変耕作をしている皆さん方にはご迷惑を実際にかけているということについては、我々も十二分認識をございまして、そういった問題を解決するためにということで、宮城県も含め、農政局の局長もおいでになりま

したんでそういうふうにお話しはさせていただいております。しかしながら、さてそれじゃ土を全部入れかえるのかということになりますと、これははっきり申し上げて不可能ということでございます。持ってくる土がどこにもないということでございますので、ある意味数年かかるというふうに思いますが、何とか我々としてもさまざま県と連携をとりながら営農している皆さん方に何とかいい改善策ということで、土壌改良も含めてなんですが、どのようにすればいいのかということについて取り組んでまいりたいというふうに思います。

なお、私の答弁で不足の部分につきましては、担当の参事のほうからお話しを、答弁をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） それでは、繰り返しになりますけれども、町長最初の答弁でもございましたとおり、復旧事業間の中で土をやりくりしながら整備をしてきたところでございまして、確かに農地としては本来の圃場整備であれば農地の表土を剥いで、そして工事を施工しまして、もう一度表土を戻すというようなスタイルなんですけれども、震災後においてはそういった瓦れき等がまじっている表土が使えないという状況でございましたので、どうしてもよそから土を持ってこざるを得ないという状況だったと思います。ですので、在郷ならずほかの地区につきましても同様にそういった防集等からの土を搬入して入れているところでもございまして、今、村岡議員おっしゃいましたとおり春先からそういった石が多いとか、それから排水性の問題とかですね、そういった声をいただきましてその都度町といたしましても事業主体であります県のほうに要請をしてきているところでもございまして、今後もし足りない部分につきましては補完工事を行っていくということでございますので、その辺はご了解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 町長が今申されましたけれども、ストーンクラッシャーとか、いろんな機械が入っています。ものすごい、見たことのないようなすごいすばらしい機械が来てやっていますけれども、それに対応できる土とできない土地があるんです。石なんです、石。土じゃないんですよ。石が入っていて砕けない。拾うにしても恐らくあの機械では拾えないと思います。ユンボか何かでこうやって土を、石をとらない限りは、表面だけをただ10センチぐらいのところを機械が歩くだけの作業になってしまいます。1日幾らかかるとは思いますかあの機械。幾らかかるとは、課長。ストーンクラッシャー、その経費をかけてですね、今町長が言ったようにあれを例えば何年かかるかわからない土をそうして1反歩や2反歩の

土地だったらすぐできます。あれだけの広い土地を、じゃあそれまで耕作する人たちを待たせておくつもりなんですか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） ご存じのように、ストーンクラッシャーで砕いて補完的な工事をしてきたところがございますけれども、どうしてもそれでは砕き切れなかったり、あるいは石を拾い切れなかったりということがございまして、そういった状況で10月だったと思うんですけれども、今度は拾い上げるストーンピッカーという道具を導入して試験的に在郷地区のほうでやったところがございます。その後、県のほうでも種々検討いたしまして今後仮に土が固くて機械が入らないような場合は仮に起こしてからというような形になるかとは思いますが、そういう形でピッカーを入れて石を取り除くという計画でもございますし、また特に在郷のネギの畑につきましては1番のポイントが排水性の問題ということでございまして、その部分につきましては傾斜をつける等の排水対策を実施していくというところがございますので、今後そういうふうな形でやっていくということでございますので、ご了解をいただきたいと思います。

それからいつまで待たせるのかということでございますけれどもご存じのようになかなか一度に整備ができないという状況でもございますので、その中で確実に耕作するんだというところをお聞きしましてそちらを優先的に整備あるいは補完的な工事をしてきているところがございます。ですので、そういった工事が終了しているところから営農を再開していただければなと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 予算的なものは心配ないんですか。何年かかるかわからないものに対して県とか国でそういう予算をきちんと担保してくれるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） まずもって今年度の工事につきましては、ある予算で補完的な工事をしていくということでございます。それから、先ほど答弁漏れございましたけれども、機械代は幾らということでしたけれども、大変申し訳ないですけれども、そこは承知しておりません。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 何回も同じようなことを申し上げますけれども、最初からストーンクラッシャーを入れるとか、ピッカーを入れるとかの話で用が足せる土地では私はないと思ひま

す。何でそういう水がたまって根ぐされが起きたとか何とかって話が出ましたけれども、歌津においても在郷地区においてもですね、何か構造的な問題が私はあるような気がしてならないんですよ。例えば、これは私は町の職員の方をどうのこうの責めているわけではないんですけども、いろいろこれまでの流れの中ですね、県とのやりとりの中で、なぜかこの沿岸部の農地の整備の仕方と都市部の整備の仕方があるんです。それにもかかわらず、例えば仙台圏とか大崎平野とかそういうところの教科書どおりに何か事が進められているような気がして、沿岸部で別な方法でやる方法が幾らでもあるのに、田んぼをつくるにしても畑をつくるにしても、やっぱり自然に逆らったやり方をするとということがひとつの大きな間違いだと思うんですよ。やはり田んぼは平らで結構ですけども、畑は勾配をきちんととって水がたまらない構造にすべきだと思うし、そういう設計図の書き方に最初から問題があったんじゃないかと思うんですが、町長、そのあたりはどうなんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この間参事とそれから課長と現場のほうを拝見をさせていただきました。私は農業に余りプロでもございませんし、余り理解といたしますか、なかなか難しい問題だというふうに思っていたんですが、基本的に産振課長等は大変農業に精通してございますんで、いわゆる勾配の問題とかですね、土の問題等々については、大変これでは作付するのは難しいという認識を彼らも持っております。ですから、そういうものをどう改善しなければいけないのかということと、それからもう一つはですね、そういった収穫がなかなか見込めない中で今後も営農していくためにどういう支援が必要なのかということのをこれは町としても考えざるを得ないぞということでは担当のほうには指示はしてございます。ですから、ある意味収穫量についてはやっぱりどうしても落ちているというのは現実でございますんで、その辺をどのようにカバーすることができるのかということが我々も非常に大変重要な問題だという認識をしてございますんで、いずれ営農している方々に大変ご迷惑をおかけしていますし、それから今お話ありましたように我々もその石の状況等もですね、こんな大きい石が入って、当然これはもう作付無理だろうという思いは十二分に持ってまいりましたんで、それを見ながらもやっぱり県と、それから県のほうがやっぱり一番事業主体なものですから、そちらのほうにこの問題についての対処の仕方ということについて、これからも、これまでもそうでしたが、これからも継続してですね、県のほうにお話しをしていかざるを得ないんだろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番(村岡賢一君)　　そういう町長の前向きなご発言をいただきましたけれども、はっきり申し上げまして、その土地を一体これから機械を入れてどういうふうに立派な畑、立派な畑までいかななくてもいいんですけれども、作付ができる、倉庫に入っている機械を出して稼働できるようにするには問題が大き過ぎると思うんですよ。なので、やはりそういう予算も限られている中で本当にこれは難しい問題だと私は思います。だから、ここで答弁をいただきましたけれども、この難しい問題を本当に解決するにはもう少し時間がかからない方向でどこかに今、土の足りないことはわかっています。でも、やっぱりそれを何とかするのがやっぱり私たちの務めじゃないかと思うので、やはりこれはですね、町長もいろいろなところにやっぱり働きかけてこの土の確保、あの上に土を、一番最初いい土を持ってきて何十センチと敷けばそれで事は済むんでしょうけれども、どうしてもあの土を使わなければいけないという考え方について、もう一回、あの土は私は石をとってひっくり返しても農地としての土にはならないんじゃないかと危惧をしておりますが、そのあたりはどうなんでしょうかね。

○議長(星 喜美男君)　　佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君)　　詳しい答弁はちょっと参事にさせますが、いずれ在郷地区今約11ヘクタール引き渡し済みです。残りがあと12ヘクタールほどですね。これを引き渡しをする状況になってまいります。いずれにしても私懸念しているのは、今一生懸命やっている方々がいらっしゃって、そういう方々がこういう苦難の中で営農意欲をなくすということが非常に私は問題だというふうに思っておりますので、そこを何とか我々の支援といいますか、どういう救い方があるのかも含めて我々としても検討していきたいと考えておりますので、いずれもう少し補足的な説明についてはあと参事のほうから答弁させたいと思います。

○議長(星 喜美男君)　　産業振興課参事。

○産業振興課参事(佐久間三津也君)　　まず、土の問題でございますけれども、町長の答弁でもございましたように石等を含めてこれまで我々も県の担当者の方のほうに石をとったりとか、あるいは傾斜の問題とかですね、改善していただくようにということで話してきておりますし、それで10月に農政局が当町においでになりまして、その際に町長のほうからもこういう補助の状態であるので、極力土の入れかえ等も含めて検討していただきたいということをお話させていただいたところでございます。

それから、その後につきましても、町のほうといたしましてもそういった土のことも含めまして、確実に補完的な工事をしていただくように要請をしてきているところでございます。

それから、今後その補助はどのようなふうにしていくんだということでございますけれども、

まずもって地域の組合員の方々とお話しさせていただいております、場合によっては現在の畑ですけれども現在の畑じゃなく、違う畑のほうで耕作をしていただくということも考えておまして、まずもって2ヘクタールほどを優先的に3月末までに補完的な工事をして、そしてそこで作付をしていただくという方向で今検討しているところでございます。

それから、それにあわせて、一番のポイントは排水の問題だということもございまして、それにつきましては十分な傾斜をとって排水対策までしっかりやるということを県のほうからお話しいただいておりますので、まずもっては来季に向けて耕作する部分を優先的に整備していくというような状況でございます。

それからですね、恐らく施設関係のお話ということになるんだろうと思うんですけれども、特に在郷地区につきましてはそういったネギの生育も芳しくないという状況でございますけれども、まずもって今出荷できるネギにつきましては調整、それから出荷に向けてということで今準備を進めていただいているところでございます。

あわせて、圃場を整備しつつさらにより圃場をよくしてそちらのほうでも作付できるように進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、施設のほうですけれども、現時点では確かに今年度は作付面積が7反歩ということで、まだまだ施設に比較すると小さい規模ですので、そういった中で営農組合さんだけで運営していくというのは本当に厳しいというような状況でもございますし、また組合のほうからもお話しいただいておりますので、その施設を有効的な活用できないかということで、農協さん、それから関係者含めましてネギの今後の栽培の方向性も含めまして、それから施設の運営につきましても現在検討しているところでございまして、極力組合さんのほうの負担を軽減するような形で運営計画、それから実際の運営、そういった面でも支援できるように現在検討しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） いろいろ対応等のお話でしたけれども、やはりまだもとに戻るような感じはしますけれども、私はこういう土が運ばれた一番の発端が運んできたプロであるはずの建設会社がこれは畑にならないだろうと目で見えてわかるものを積んできたということに事の発端があるわけなんですよ。じゃあみんなここで役場の方々がみんなこう心配して嫌な思いをして、土を運んだ人が知らんぷりをしているようではこれもうまくないんじゃないかと思うんですよ。やっぱりそういうことが起きないように十分な話し合いが本当は持たれるべきだったと思うんですが、本当の話、これどうなんです、役場は全然この話には入れなかつ

たんですか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 圃場を整備していく過程、それから営農も含めて、これまで地区の営農組合の方、それから事業主体である県、それから町、あとは農協さんとか、関係者含めて合同委員会、それから営農部会等で話し合いをさせてきていただいているところでございます。ですので、工事主体であります県のほうから実際の工事内容につきまして説明をその都度させていただきながら進めてきているところでございます、その中で当然不具合箇所がある場合は、その都度お話しさせていただきまして改善していただけるように要請をしてきているところでございます。ですので、こちらといたしましては、話し合いをさせてきていただいておりますので、そういうことでございます。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 堂々めぐりになりますので、これ本当に民間でしたら訴えられますよ、これ。ちゃんとやってくださいって、畑にするんだから、畑になるような土を運んでください、土があるとかないとかの話じゃないと思うんですよ、これはね。なので、やはり今まさに農家の人たちはみんなを集めてこういう圃場整備をやるときれいな畑ができるから田んぼができるから、みんなで頑張ろう、幾らとれるから、いい機械も入るしと、そうやって人を集めて始めたんですよ。ところができてきたものを見てみんな逃げ腰になってしまって、今大変な現状があるわけですよ、そこに。結局、目標にしていた10町歩からのそういうものが、1年で10町歩は無理でも、できたぐらい何町歩何町歩って、作付ができればいいんですけども、それもできない。そして、農業も漁業もそうなんですけれども、もう来年のことで動かなきゃいけないんですよ。種を植えて、種を買って、種をまいて、休んでいられないんですよ。そういう流れの中で私たちは農家、漁業とか、1次産業の人たちは働いているので、その流れを待ってくださいというのはどういうことなのか。本当にこのいろんな金銭的な負担とか、精神的な負担、これを考えるととても人ごとじゃないような気がいたしますので、その対策といいますか、先ほども言いましたが具体的な対策というのはまだないんですか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） まずはその圃場の関係でございますけれども、何度も繰り返しお話しさせていただいているところでございますけれども、土の入れかえも含めてご検討いただきたいということで申し上げさせていただいておりますけれども、県が事業主体

となっておりますこともありまして、確実にここまでやるというようなことはここではお話し申し上げることができませんけれども、まずもって来季耕作する圃場につきましては、耕作ができ、そして作物がとれるようなそういう圃場にさせていただきたいということで、本当に強く要請させていただいているところでもありますので、まずもってはその耕作する部分につきましては優先的に補完的な工事をやっていただくということで進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、営農の関係でございますけれども、具体にはということでございますけれども、特にネギの集荷施設だと思えますけれども、地元のネギの調整をさせていただきながら、例えばですけれどもどこかの産業的な部分をあちらの施設で作業してみたりとかですね、そういったことで施設を使ったりとかというようなことも考えているところでございまして、農協さん含めてそういった運営方法なども支援していただけるような方向で現在検討しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 私も圃場整備に使う機械類を見せていただきました。すばらしい機械です。この辺では見たことのないようなすばらしい機械が倉庫の中で今や遅しと出番を待っております。しかしながら、あれが稼働しない限りやはり目標にしていたものにはほど遠いものがございます。機械を使えないということはやはり大きな問題でございます。あの機械が稼働できるのであれば、やはりいろんな雇用とかも生まれたり、いろんな作業も能率も上がります。その宝の持ちぐされといいますか、まだ土を見ない機械が眠っているわけでございます。

じゃあ、その機械を今度は例えば営農する方たちが受け取らなきゃいけない場面が出てくると思うんですよ。しかしながら、あれは受け取れば保険等もかかりますし、いろいろな例えば工場もネギの工場を稼働すれば電気料というものが年間幾らと発生します。それをもしその受け取った農家の方々が負担するということになったら、恐らく私は無理だと思います。今の状況では。あれだけの1町歩に満たない畑作でそれを補うということは無理です。そのあたりはどうなのでしょう。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 当然その機械とかそういったものにつきましては、故障に備えて保険を掛けなければならないということでございますけれども、ご存じのように交付費によりまして町のほうで機械を購入しまして無償で各地区の組合さん等にお貸しすると

いう形になっております。その中でですね、当然維持管理という部分がございますけれども、そちらのほうは営農組合さんの、あるいは使用される方のほうでご負担をいただくということになっておるところでございます。

それから、電気料につきましても、同じようにそちらの使用される組合さん等で負担をいただくということになっております。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 私はですね、今の今何回も申し上げますけれども、借金をお願いしずつて言えますか、今の災害復旧の中で。まずね、この人の、みんな一生懸命やって集めた人のほうがかわいそうですよ、代表の人が。一生懸命やっているんですけどもね、そういうどうにもならない、そういう場面が来ています。例えば、これが空中分解して営農という、その計画が頓挫したらこれは大変なことになりますよ、絶対に。国からの監査とかもでてくるでしょうし、いろんな難しい問題も出てくると思うんで、それは絶対に物にしないといけないという、私はこう思ってますけれども、これを物にするために何かこう対策はあるんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 対策ということについては、十分ではないかもしれませんが、今基本的には参事のほうからいろいろルール、ご説明をさせていただいてございますが、基本的には先ほど申しましたように、我々としてはやっぱり危惧しているのはいかにこれを継続させなければいけないかということ、これができないということになりますと、大変な今ご指摘のような問題が起きてくるということですので、何とか継続してこれを進めて、営農していただく、そういうためにどう町として、あるいはもう県の役割、それから町の役割、当然あるわけですので、そこをどう我々として取り組んでいくかということに尽きるというふうに思いますんで、今、担当課含めていろいろ検討させていただいておりますんで、その辺はひとつご理解よろしくお願い申し上げたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 町ではどうしても、行政としてはどうしてもあの機械とか施設を農家に受け取ってもらわなきゃいけないという物の考えしかないんでしょうか。それとも例えば一時的に町で管理をすとか、貸し出しをすとか、いろいろな方策を打って農業者の負担にならないようなやり方というのはできないんでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君）　まずもってはこの事業でございますけれども、そういった内容の事業でございますので、その辺はこれまでも各種委員会等含めましてお話しをさせてきていただいているところでございます。その中で、営農部分につきましても、一定程度の機械購入後の、導入後の経費につきましても、計画を立てていただいているところでございまして、そういった中での営農計画を立てていただいているところでございます。ですので、そういった中でやっていただくということになるかと思えます。そういう何と申しますか、営農的な側面のほうから例えばアグリリーダーサポート資金とかですね、それから経営所得安定対策とかですね、そういった国の助成制度がございます。またその営農組合ですと中山間事業それから多面的機能、そういった制度もございますので、まずもってはいったところからの支援ということで運営していただければなというふうに考えているところでございます。

○議長（星　喜美男君）　村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君）　お話のあんばいを聞きますと、受け取ってもらわなければ困るというニュアンスが考えだと思えますけれども、本当に切実な問題として農家がそれ受け取りますかね。だめだっていうのがわかっていて、これを受け取ったら破産してしまうじゃないけれども、借金がふえてしまうという、そういう考えの中で、みんなこの立派な機械、本当に立派な機械ですばらしいんですけれども、身の丈に合ったものじゃないので、身の丈に合うようなそういう環境であればいいんですけれども、受け取りました、使えません、保険代がかかりました、電気代がかかりました。できるはずがないんじゃないかと私は思うんですけれどもね。そのあたりをこの今言ったすぐ作付もできない十分な対策もまだこれからだという話の中では、今言った何回も言いますが、あしたにネギの苗を植えなきゃいけないし、そういう準備もしておかなきゃいけない、そういう中でこれから工事ではどんどんどんどんと事業そのものが尻つぼみになっていく気がしてならないんですけれども。もう一度何かこう救済策といいますか、農家が立ち行くような、今方継続できるような方策というものを考えてもらわないと困ると思うんですが、どうでしょうか。何回も同じようなことを聞きますが。

○議長（星　喜美男君）　産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君）　まずもって、事業につきましては、当然そういった保険料等も含めての事業計画になるのが一般的だと思います。農業にかかわらず、ほかの事業につきましても当然そういった経費も含めまして考えていただくというのが原則だろうと思っ

ております。

それで、施設のほうですね、受け取るところはあるんですかというお話だったんですけども、機械につきましては、これまでも納品になってございますけれども、それぞれの組合に配置しまして契約をしているところがございます。恐らく一番はまだ済んでいない在郷地区工区のお話ではないかなと推測するところがございますけれども、その部分につきましては先ほどお話ししましたように、経費の分も含めましてどういった運営をすれば組合さんの負担が少なく、現時点での圃場の条件等もございますので軽減されるかというような方向で現在検討させていただいております。恐らくその組合の方もお話は伺っているかと思っております。その辺を今後さらに煮詰めてまいりたいということで考えております。

それから、全体的な営農につきましては、先ほど申し上げさせていただきましたとおり、そういった国の各種事業がございますので、そういった活用できる事業を利用させていただきながら、あるいはアグリリーダーサポート資金という農協の融資のほうもございますので、そういったところに町といたしましては利子補給をしている状況でございますので、そういったものをご利用いただきながら運営のほう軌道に乗るまでそういったものを使っただけならばというふうに考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） なかなかいいご返答がいただけない、こういう制度資金の中での圃場整備ということで、法的に難しいところはあるのはこれは承知しております。しかしながら、頓挫することを考えれば、あのリスクを考えればですね、いろいろな手を打っていかなくちゃいけないと思うんですよ。やはり農協もそうですが、県と農協とあと農業者と町と、やはりどうしたらそういういい方向にこの集団農業が続けていけるのかという、やっぱりそういうことをやっついていかないと時間がたてばたつほど大変なことになっていきます。やはりこれから寒くなりますし、農業ができない時期に入ります。ですから、来春の耕作時期になったときに土地が耕せるようなことをまずやることだと。それから、そういう営農を目指している方々が経済的な負担を強いられないように、余りにもものがとれないで経費だけかかるという状況だけはこれは避けなくちゃいけないと思うんですよ。なので、機械をどうするのか、保険掛けなくて眠らせておいてどうしたものかなと。だから、電気料も1台動かして容量が小さいままそれで設定してしまっていていいものかどうか。そのあたりはどうなんですかね。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 営農につきましては、何度も繰り返しになりますけれど

も、そういった制度を使っただきながらやっていただければなど考えているところでございます。機械につきましては、最終的な判断は営農組合さんとかですね、そういった方の最終的な判断、掛けるかどうかという判断ですか、そういったことになるのかなというふうに感じているところでございます。ただ、こちらといたしましては、無償でお貸ししているというような状況でございますので、機械のメンテナンス含めまして、故障した際に少しでも負担を少なくするためには保険を掛けていただくのがベストですよということでお話をさせていただいておりますので、その辺はご了解していただきながらお願いしたいなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 同じことが堂々めぐりでございますけれども、やはりこの土地は私は何回も言いますが、新しい土を上を盛らない限りはこれをいろいろな工事をして、その経費があつたら新しい土を持ってきてそこに敷いたほうが予算的にも安く上がるんじゃないかと思っております。いろいろストーンクラッシャーとかいろんなものがありますけれども、経費のいろんな経費をあの土を耕すそのエネルギー、経費を考えた場合には、新しい土がもし今土のないときではありますけれども、そういう土がどこからか県のほうにお願いして探してもらって上にこう敷いてもらうような工夫をするのが一番来春の畑作に、作付に間に合うんじゃないかと思っております。それに、今、一番経費的に困っている部分が発生するということが出来た場合に、もう少し今言った保険を猶予して、使えないものに保険を掛けなくてもいいんじゃないかと思うんですが、そのあたりはどうなんですかね、掛けなきゃいけないんですかね、使わなくても。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） まずもつてはそうですね、一番は圃場のほうをしっかりと整備して営農再開していただくということが前提だろうと思っておりますので、何度も繰り返になりますけれども、そういった土の部分も含めまして県に要請しているところがございますのでその辺はご了解をいただきたいと思っております。

それから、保険料につきましては、掛けていただくのが先ほどお話ししましたとおり故障とか壊れた場合に備えて少しでも経費が軽減されるという部分で掛けていただくように進めているところでございます。ですので、最終的な判断は営農組合さんの判断になってしまうのかなと思っておりますけれども、その辺、よその事情を申しますと同じ状況でございます。うちのほうだけがそういったことでやっているところではございませんで、

同じようにこの大被害を受けた沿岸部の市町村の農業につきましても同じ状況でございます。ですので、そういった部分を本当に大変だとは思いますが、理解していただきながら進めてまいりたいと思います。

その上で、どうしても行政的な支援等が必要になってくるというような場合につきましては、今後も営農組合さんとお話し合いをさせていただきながらその中で検討していくというような形になろうかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 前進しませんが、このまま何時間しゃべっても同じことの繰り返しになるかと思うんですが、私は何回もくどく言うのは、今危機的な状況だからこれ言っているんですよ。何とかなる話じゃないんですよ、もう。なので、これがもし本当に今のまま制度の中で機械を受け取ってください、保険を掛けてください、電気料払ってくださいという、そういうリスクを背負って農業やっていく人がいるのかなという、やってくれる人がいるのかなと心配しているんです。やはりですね、事の発端はそういう石、駐車場にするんだったらあれでよかったと思うんですが、やっぱり事の発端はそういうことからこういうことが始まったと。解決のできない失敗を最初にしてしまったと。幾ら、また振り出しに戻ってしまいますけれども、これは総括みたく言いますけれども、やはり幾ら土がない状況であってもこれだけの面積の中をブルドーザーで山を押しわけですから、みんな石ころだらけのところはないはずですよ。そういうときに駐車場にするような石ころの土が運び込まれたということそのものが最大の誤りであったと、私はそう思います。なので、やはりこれがこの問題の第一義の私は言いたいことなんです。やっぱりこの、これはここだけの話じゃないんですよ。例えば小泉にしてもしかり、ほかのところでも皆そういう憂き目に遭っているんですよ。これは本当にさっきも言いました構造的な問題で、私たちの町の責任ではないと思うんですけれども、やはりそういう最初からお上から上から押しつけられた制度の中でやらなければいけないという悲哀もありますけれども、やはりその中で町のほうとしてちゃんとした意見を持って、課長も係長もプロだと言いますけれども、農業に精通した方をやっぱりそこにしっかりと当てて、責任を持って先の先側でもないんですけれどもね、やっぱり先に立つ人がきちんと管理監督をしていくという、そういう姿があつてしかりだと思うんですよ。やはりこの産業振興というカーテンの陰に農林生産が薄れてしまっているんじゃないかという嫌いさえ感じたものですから、私は全ての問題点をやっぱりこう解き明かしていくと、そこには人がいるんですよ。やはり一人一人がそういう立場の中で責任を持ってその部門をしっかりと

と押さえてやっていくということが本当に求められていると思うんですよ。今回の問題についても、最初からそういう一番単純な、本当に初歩的なミスがこういう結果を招いてしまったということなので、本当に残念でなりませんけれども、ただ今後私は今も言いましたけれども、一番しわ寄せをかぶるのは農家です。本当にみんなに夢を与えて一緒にやろうと声をかけた人が恥をかいたんですよ。だから、そういう人のことを考えればこれは何とかしてあげなきゃいけないし、町でもこれは県のほうや国のほうに町長パイプありますから、今後ともやっぱり強力で今の現状を訴えて、農家が来春みんなが笑顔で作付ができるようなそういう対策を私は練ってもらいたいし、今言った経済的な負担が少しでも和らぐように、農協であつたりいろんなところと協議してやはりお正月に美味しいお餅が食べられるように私はしてあげられるのが私たちの務めだと思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご指摘をいただきました。我々としてこの問題について、責任回避するというのは全くございません。ただ、ここは切り離して考えていただかなきゃならないのは、この圃場整備の問題につきましてはまさしくこれは県事業でございます。したがって、その件について我々として県のほうに、あるいは東北農政局もそうですが、これまでもお話しをさせていただいてまいりましたし、今後とも継続してそのお話しをさせていただく。最初的时候、私ちょっとお話しをさせていただきましたが、町として予定した収穫量を得られない方々、いらっしゃる。そういう方々が継続的に営農をやっていただけるというためにどういう方策が必要なのかということについて担当のほうに指示を出しているという、私お話しをさせていただきましたが、そういう形の中で支援をしていくということが町としてできる範囲だと私は思っております。ですから、県のほうにお願いする部分と、それから町としてそういった営農直接やっている方々に対しての支援策をどうするのかということがある意味相まって、この方々が次へ向かってまた引き続き営農していくというふうな意欲を持たせるような、そういうことを我々として考える必要があるんだということで、先ほども申し上げましたが、大体最後のほうになりましたが、そういう状況で我々として進めていきたいと考えて、なお、産振課長からも補足的に説明をさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 町長からお話あったように、基本、この事業、今、大きな問題になっているのはやはり一つは工期の間で完全な耕地、いわゆる農地に適した状態に完成していないということがまさに原因となっている部分であります。計画した12ヘクタールの中

でネギを栽培して事業を進めるということで、それに合わせた機械類を整備しておりますんで、しかし今現代的にはもう1町歩とか2町歩とかせいぜいそれぐらいしかできていないという状況の中で農家の方々がその機械にかかる維持費とか保険代の問題に今発生しております。ここはまさにご指摘のとおり、行政がきちっと約束したとおりの整備ができていればこうならなかったはずという問題がありますんで、ただそれをすぐ町の方だけで解決というのはやはりどうかと思いますので、このところは県と非常にシビアなお話し合いをさせていただいておりますんで、土地、土の改善については継続して補完すると県はしっかり答えていますんで、その状況を見ながら不備があればまた町からも厳しくその辺の要望は出しつつ、一方では担い手の方々を大いに意識しながら、町としては営農者の側に立って支援の政策を含めて町長申し上げたような手段も含みに入れながら事業を進めていきたいと思います。いずれ営農組合、それから関係機関、それぞれありますんで、ここまで力を合わせて話し合いそして計画を進めてきていますので、何とか最後までいい事業に達成できるように努力してまいりたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 町長と課長から力強い対策というか、お話しをいただきました。やはり一概に解決できる問題ではございません。できてしまったものを今どうのこうのと言っても始まりませんので、これからは前を向いて1歩でも2歩でもそういう営農に向かって、みんなが力を合わせてやっていけるような、やっぱりそういう体制づくり、対策というものをしっかりととっていただければと思いますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で、村岡賢一君の一般質問を終わります。

通告2番、後藤伸太郎君。質問件名1、積極的なスポーツ振興を。2、バイオマス産業都市構想の今後の展望は。以上2件について、一問一答方式による後藤伸太郎君の登壇、発言を許します。後藤伸太郎君。

〔1番 後藤伸太郎君 登壇〕

○1番（後藤伸太郎君） それでは、議長の許可を得ましたので、登壇して一般質問をさせていただきます。質問は全体としては2件ございますが、壇上からは1点目の積極的なスポーツ振興をということで、町長並びに教育長にお伺いしたいなというふうに思います。

今、前者一般質問されまして、最後できてしまったものをどうこう言っても仕方がない部分があると。一番最初に大きなミスがあったんだというお話がありました。スポーツとかです

ね、こういったものは現在町の中でさほど力を入れて重点課題であるというふうには捉えられていないのかなと思いますが、やはりスタート地点もしくは物事が動き出す前にしっかりと計画を立てていくということは非常に大事なんだなと痛感いたしましたので、この内容をしっかりと議論させていただきたいなというふうに思います。

スポーツに関しては、教育を受ける子供たちだけではなくて、町民の健康増進のためにも震災で傷ついた心を癒して、前向きにさせるためにも町内に住む全世代にとって欠かせないものなのかなというふうに思います。しかしながら、ほかに優先させるべき事業も多くて政策としては後回しになっていると感じられる中、震災前のイベントの復活もしくはこれから新しいハードの整備も含めて今後これからまさに積極的に進めるべきと思っておりますけれども、町長並びに教育長は今どのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、後藤伸太郎議員のご質問、積極的なスポーツ振興について、私からは当町の公共スポーツ施設に係る施設整備部分を中心にお答えをさせていただきたいと思います。

当町が所管する公共スポーツ施設は全壊した松原グラウンド、一部地震で被害を受けました平成の森、スポーツ交流村の3施設がございます。また、そのほかに社会教育施設として先日開校した戸倉小学校を含めて町内5小学校、2中学校の体育館と校庭が学校開放事業の対象施設として、主に地域のスポーツ少年団、スポーツ団体、子供会事業などに開放され、多くの町民に利用をされております。

今回は既に利活用されております社会教育施設の小中学校の体育館と校庭を除く町の3スポーツ施設についての整備部分をご説明をさせていただきたいと思います。

まず松原グラウンドであります。津波でご案内のとおり全壊をしたため、災害復旧によりまして平成29年度竣工を目指して整備する計画を進めております。

次に、平成の森であります。野球場が平成3年、長期滞在施設の管理棟が平成7年の竣工となっております。約20年の歳月とともに各所の経年劣化が多く見られることから、第1段階として管理棟トイレ及び野球場のラバーフェンス、バックネット、スコアボード等の改修を行います。第2段階では、野球場の内野の土、外野芝生等の改修を行います。さらに、仮設住宅解消後にはサッカー場、林間広場になりますが、現状復帰を行ってまいりたいと考えております。

また、スポーツ交流村につきましては、一昨年行いました被災箇所の復旧によりまして、体

育館や交流ホールは使用可能となった状態ではありますが、付帯機器等についてはやはり一定年数を経過をいたしておりますので、計画的な改修を検討しているところでもあります。

以上の3施設については、別機能を持ち合わせた町のシンボリックなスポーツ施設であります。震災前の現状に復することを目標に改修工事を進めてまいりますが、現時点においては復興事業による工事が最盛期となっている状況でありまして、思うようにスポーツに環境を用意できないといった事情があります。また、この状況はもう少し続くことが想定されることも事実であります。町といたしましては、こうした事情と将来計画を住民と共有し、理解を得つつ一日も早く地域住民がスポーツを通じて笑顔で健康増進が図れる日を迎えるために公共スポーツ施設の整備、そして充実に努めていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 私からは当町のスポーツ振興に関するソフト面についてお答えさせていただきます。

震災以前、地域住民の健康づくりとコミュニティ形成、また近隣市町を含めた相互の地域交流の活性化に大きな役割を果たしてきたのが当町スポーツ振興でございます。震災当初は屋内外の公共スポーツ施設と学校等の教育施設の損壊により軒並み従来取り組んでいたスポーツ事業も行えない状態でしたが、徐々にスポーツ施設や学校施設の復旧が進められたおかげで、平成の森及びベイサイドアリーナの施設利用、また学校の校庭や体育館を利用する学校開放事業において震災前同等、あるいはそれ以上の利用率で町内のスポーツ愛好者の皆様にご利用をいただいているのが現状でございます。

現在のスポーツ事業の状況についてご説明いたしますが、青少年に対する取り組みとして現在でも各スポーツ教室などの支援事業の申し出があることから、これらを積極的に受け入れ、有効に活用しております。また、従前行ってきた教育委員会主催の少年少女ミニバレーボール大会、ジュニア綱引き大会も行政区単位での参加が難しいため、学校単位による参加であります再開し、少年少女の体力増進に努めております。

幼児に対する取り組みといたしましては、保健福祉課と連携し、昨年度から町内の保育施設において幼児体操教室を実施しております。また、今年度は仙台大学との連携事業として、就学前の幼児に対する体力テストを試み、その研究結果をもとに当町の幼児への体力、運動能力向上へのアプローチを図っていきたいと考えております。

成人に対する取り組みといたしましては、コミュニティ形成がなされてきた地区からではありますが、公民館が主体となり入谷地区におきましては家庭バレーボール大会や卓球大会、

歌津地区におきましては野球大会やラージボール卓球教室などが行われております。

中高年層に対する取り組みといたしましては、公民館、生涯学習課が主体となってグラウンドゴルフ大会やノルディックウォーキング事業を初めとした軽スポーツの普及推進に努めることで楽しい健康づくり、仲間づくりを進めております。

全町民対象の取り組みといたしましては、プロ野球イースタンリーグ公式戦やB Jリーグ公式戦など、トップレベルの協議を当町に招致し、プロスポーツの観戦機会の提供に努めております。

また、今年度からは誰でも手軽に遊べるニュースポーツを数多く配置し、スポーツ健康フェスティバルを行い、いつでも誰でもが気軽に楽しめるスポーツイベントを実施しております。現状では、地域のコミュニティの形成が途上であることもあり、従前行われてきました全ての事業の実施には至っておりませんが、今後についても町民の生活再建や復興の進展状況に合わせた形で、日常的にスポーツを楽しむ人たちへのアプローチ以外に、スポーツを見て楽しむ人たちへのプロスポーツの観戦機会の提供などを図りつつ、町民が生涯をとおしてスポーツに慣れ親しみ楽しむことができる環境を、ソフトとハードの両面から整備し、スポーツ振興の推進に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） では、スポーツ振興ということで、そうですね、ハード整備に関しては町長部局で、ソフト事業に関しては教育長部局ということなのかなというふうに思いました。いろいろご答弁いただきましたが、少しずつ整理しながらお話しさせていただきたいなと思うんですけれども、順番ちょっと前後しますけれども、まず、小さい、若い年代から順に上のほうに上がっていくのがいいのかなと思いますので、教育もしくは保育の分野でのことからお話しさせていただきたいなというふうに思います。

町長のお話の中からも教育長のお話の中からも、現状はやっぱり不十分であると。震災があって、震災前の状況には戻っていない部分というのは数多くあると。なお、もう少しそれが完全に整備されるまでには時間がかかるんじゃないかというような見通しがお話の中にあっただのかなと思います。その中で特に、学校教育の中でスポーツというのはこれは非常に重要な位置を占めているんじゃないかと思うんですけれども、これがいつごろどういうものが整備されれば、もしくはどういう事業が終われば、完了すれば従前な、「じゅうぜん」って2つの意味があると思いますけれども、前のおりの状況、もしくは十分に町民教育を受ける子供たちに十分な環境が整うというのがいつ頃整備されるとお考えでしょうか。予測、推測

で構いませんので、お答えいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 学校スポーツという今言葉が出てきたんでございますけれども、学校に関して言えば、学校の中で子供たちの体力増進ということで言いますと、体育活動がありますけれども、教育課程の中で行われている体育活動につきましては、体技科の中で行われている体育、それから教科としての体育、それからあとは中学校においては部活動というようなことがございます。これにつきましては、震災以前と震災後に比べましてお答えしますと、特に一番影響を受けているのは校庭での活動がなかなか十分に行われることができないというようなことで、これが1つでございます。これは部活動においても同じことが言えるかと思えます。これについては、さまざまな事情があって校庭が十分に利用できないということで、これが完全にもとの状態に戻ればいわゆる学校における体育活動は従前のような形で再開できるのではないかと思います。ただ、限られた環境の中でも学校で工夫してやれば従前とは言わないまでも、子供の体力増進のための体育活動、スポーツ活動はできております。

中学校の部活動に関して言いますと、当町には2つしか中学校ないんですけれども、非常に部活動が盛んで成績も好成績を上げております。これは、体育活動というだけではなくて、地域の方々のご支援などもいただいて、それなりに成果を上げているということで、震災前、震災後と比べて子供たちの活動が極端に狭くなったということではないんだけれども、課題を上げればそのようなことがあるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） やはりその校庭に今仮設住宅ありますので、その影響というのはあるけれども、限られた中でもやれることをやっているし、その結果、しっかりと成績を上げているお子さんたちもいると。これは何というか一種ですね、逆にありがたい話というか、何というか心に来るものがあるなと思えますけれども、そういう子供たちが不自由な中でも頑張っているという中であれば、なおさら大人の責任として早いところ子供たちに伸び伸びと遊ばせてあげるといっても大人の責任かなと思えますので、ここから先は町長かなと思うんですけれども、学校の校庭ですね、これ空く順番というか、先に志津川小学校、志津川中学校が集約先になっていますのでもう少しかかるんだろうと思うんですけれども、そこをなるべく早く空けてあげたいという声、以前から聞かれておりますので、それについてはどう思われますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 仮設住宅を建設した際に、各小、中、高と、今高校もお借りしていますが、そちらのほうに仮設住宅を建てた際に、極力早く解放したいのは小中のグラウンドだよなという話をしておりましたが、ご案内のとおり集約をするということになりますと、それ相応の規模の団地にかざるを得ないということでございますので、ある意味そちらの小中の仮設住宅の開放といいますか、それはなかなかちょっと時間もまだかかるだろうというふうに思います。

ただ、1つお話しをさせていただきたいのは、震災の2年目だったと思いますが、町内のサッカー少年団と少年野球団のほうから小学校のグラウンドが昼間しか使えないと。使えるのが従来の半分になったということで、あそこに照明施設をつくっていただけないかというお話を要望としていただきまして、当時ユニセフのほうは既にハードの支援は終わりということだったんですが、あえてまたユニセフのほうにお邪魔させていただいて、お願いをさせていただいて、ユニセフのほうにああいった照明施設をつくっていただきまして、あとはサッカーと野球と両方で交互にあの場所で利用しているということでございますので、若干狭いというのはありますが、しかしながら時間的には子供たちもある意味震災前と同様の形の中で練習時間を確保できるというふうになったというのは、これはもう非常にありがたいことだと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 複雑な事情がありますので、早くやりたいけれどもうまくいかないというのが現状なのかなと思いますので、確認した以前からこのことについてはずっと申し上げておりますので、空室利用も含めてですけれども、なお一層ですね、引き続きの懸案事項なんだろうなというふうに思います。ならばですね、代替案というわけではないですが今ユニセフに照明をつけてもらったというようなお話もありましたけれども、松原公園ですね、これが位置的には要は学校施設に近いところに災害前の規模で復旧するというような計画だったと思います。議会のほうにも説明があったかなと思うんですけれども、今お話の中で平成29年竣工予定であると。これはもうちょっと早くならんのだろうかというふうに思います。以前から復興市街地整備課でしょうかね、お話しさせていただいたときに、取り付け道路が早くグラウンドを整備しても取り付け道路がない状況で、町民が安全に利用できないのであればもう少し先のほうがいいのかというようなお話があったと思うんですけれども、ちょっとこれ繰り返しになりますけれども、以前からあの場所にどんどんどん土が高く積ま

れていってですね、バベルの塔みたいこのままどこまでいってしまうんだろというぐらい高くなってきまして、ということはその低地、そこの上の土を取り払って実際にグラウンドとして使われるまでもしかして予定の時期よりも長くもっと先まで待たされるんじゃないかという懸念をお持ちの町民もいますし、私自身もちょっと疑問を持つ点がございます。その辺、整備状況、前倒しできないのか、もしくは今の計画のまま進めるというおつもりなのか。であればおくれる心配はないのか。その辺、どうでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 松原グラウンドの件に関しては、多分後藤議員もご承知だと思いますが、松原グラウンドをあの場所に移転をするということについては復興庁でずっと難色を示しておりました。ごらんとおり原形復旧ということでございまして、基本的には前の松原グラウンドの場所にそこに再開をしようというような話でございました。何回も、2年ほどかかりましたかね。2年ほどかかって、やっと移転をしてもいいというふうな決定が復興庁で出ました。そのときに去年の6月です。去年6月に仙台のほうに担当課長と行きまして、当時の谷復興副大臣のほうに迫りました。とにかくこれ以上延ばしては復興が進まないということでお話しをさせていただきまして、当時の谷復興副大臣がほかは認めていないということでなかなか素直に了解というわけにはいかなかったんですが、結果として最終的にその場所で南三陸の松原グラウンドの移転については認めるというふうな決定をいただきました。なかなか復興庁が認めなかったのはですね、基本的に当町の問題だけでなく、ほかの自治体にも同様の問題を抱えておりましたんで、うちの町を認めるということになりますと、ほかの分野、ほかの自治体の問題についても認めざるを得ないということで、非常に慎重にその辺は原形復旧という原点がございましたんで、やってまいりました。ですから、去年の6月に決定を見てそれからやっと松原グラウンドにとりかかるということが本格的にできてきたわけでございますので、結果、今この時期になりますともっと早くできなかったのかと言うんですが、基本的にはそういう内事情があったということだけはひとつご理解をいただきたいと思います。

なお、これからの整備状況については、担当課長から答弁をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、私のほうから松原公園の整備スケジュールについてお話しをさせていただきます。

議員ご承知のとおり、志津川中学校下の位置に松原公園を災害復旧で整備をするというところ

ろでございまして、今現在土が大分置かれているんじゃないかということでございます。あの土については、志津川地区の高台3団地から出てきた土について今置いているというところでございます。本来、区画整理事業のほうで順次入れていけばというところでございますが、なかなか区画整理は区画整理のほうでいろんな関係機関と調節しながら工事をやっているというところがございまして、なかなか計画どおり土がさばけないということがございます。ただ、高台のほうの整備をおくらせるということができないことから、今松原公園を予定しているところに土を仮置きしているというところでございます。事情というふうになっております。

スケジュールでございまして、あの土については、八幡川の左岸側、県河川のほうで堤防をかさ上げします。その間に入れる土とですね、観光交流市とか、あと志津川小学校下のほうに入れる土というふうな予定で近くに、松原公園のあたりに置いております。その土が動けるのが平成28年の夏ごろと今考えてございます。県等とあと町のUR等と工程調整させていただきまして、そのように考えてございます。まず一番最初にはですね、松葉公園の当初あったグラウンドと、陸上競技場のグラウンドですね、それと野球場を復旧したいというふうに考えてございます。以前後藤議員出席していただきましたが、都市計画審議会のほうでも都市計画決定いただくときにスケジュールお話しをさせていただきまして、平成28年度中にそのグラウンドと野球場を整備したいというふうに考えておりますという説明をさせていただきました。考え方は今も変わってございません。少しでも早く子供たちにグラウンド、野球場を使っていたきたいということを考えてございますので、平成28年度中には進めていきたいなど。ただ、全体の整備に関しては平成29年度ということでございますので、先行してグラウンドと野球場の整備を平成28年度中には進めたいなどというふうなことで目指してございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。

再開は2時45分といたします。

午後2時30分 休憩

午後2時45分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番高橋兼次君が退席しております。

後藤伸太郎君の一般質問を続行いたします。後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 今、松原グラウンドのお話させていただきましたけれども、今お話の中で復興庁に言ったらば現状、もともとあった場所に直しなさいと言われたと。それを覆すのに非常に骨を折ったというお話ありました。ただ、外から聞いていると、えっと思うことがあると思うんですよ。震災であれだけのことがあったあの沿岸部にですね、運動公園をもう一度つくり直せというのは一体誰が、誰の何のためにそこにもう一度復旧するんだという話は、これ誰が考えても何でそこにつくらなきゃいけないんだという話、明らかだと思うんですけども、それがなかなか通るまで時間がかかると。これは結構大事なことで、町の考えとしても誰が何のために使うのかということが念頭から外れて制度を追っかけ始めたときにそういうよくわからない迷路みたいなところに迷い込んでいくんだろーと思いますので、ぜひそういう気持ちというか、そういう観点を忘れずにもう一度この質問の最後にその地点に戻っていきたいと思っておりますので、念頭においていただきたいと思うんですけども、その上で学校関係についても1点だけお伺いしたいんですけども、スクールバスが今全て運行して子供たち登下校しているというふうに思います。スクールバスによる要は体力の低下であったり、何年かそういう身体機能が弱っているというようなことがあるのかどうか、ちょっとその辺今、教育長どのようにお考え、お感じか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 議員ご承知のように震災後町内の全ての子供たちはスクールバスを利用しております。震災による影響によって通学手段がスクールバスに一本化されましたので、そのことによる体力とのかかわりについては、厳密に科学的にそれを調べ上げたということはないんですけども、現象的なこと、それからあとはスポーツテストなどを通して見られることは、その影響が全くないとはいえないということ。例えば走力だとか持久力だとか、そういう点で若干こう落ちているかなというようなことは考えられますけれども、中にはボールを投げる力も劣っているということがありますので、それがスクールバスとどう結びつくのかわかりませんが、少なくとも登下校で子供たちが自力で登校してくるということと、やはりそうでなくて車を利用するということでは、当然子供の運動量が違いますので体力の低下には全く関係がないというようなことは言えないかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） そこを科学的に証明するというのは非常に難しいと思いますので、その点についてはわかりました。

また町長のほうに戻るかなと思うんですが、スポーツ振興するに当たって、例えば町民から

もしくはこれは教育長かと思いますが学校の現場からでもいいんですけれども、新しい施設をつくってほしいとか、もしくはこういう施設が必要なんじゃないかなというような要望、希望といったものは今耳にされていらっしゃるのでしょうか、いらっしゃらないのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災後にですね、よく要望いただいたのはグラウンドゴルフをやる場所ということで要望をいただきまして、地権者の土地所有者のご理解をいただいて廻館の地区に今狭いんですが、そちらのほうにグラウンドゴルフを今つくってございますが、そちらも今度圃場整備等が始まってくるということになりますと、どこかの場所にまた探してくれというご要望はいただいております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 学校サイドからは特に新しい施設というのは今ある施設を使っていくということなのかなというふうに思います。いろいろあると思うんですよ、例えばプールであるとか、先ほどお話ありましたがサッカー場であるとか、今お話に出たグラウンドゴルフですね。あとは海水浴場というのも観光の分野でもありますけれども、健全な体を育成するという意味ではスポーツにも関係するのかなと思うんですけれども、今お話に出したのはグラウンドゴルフですね。グラウンドゴルフに絞ってお話しさせていただきますけれども、正式なルールがあって、正式な競技、何というか公式なというか、大会を開こうと思うと一定程度面積が必要だというふうに聞いているんですけれども、そういったものを例えば町内に新しく整備するというような計画は今のところないのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） グラウンドゴルフ場として整備をするという考えは現時点として持っております。基本的に今お使いいただいているのが平成の森の野球場のほうでグラウンドゴルフをやっただいてございますが面積的には全く問題はない。ただ、先ほど言ったグラウンドゴルフ場をお願いしたいというのは志津川地区の皆さんで、なかなか高齢の方々が車で平成の森までなかなか行けないということでございますので、この志津川地区でどこでどう整備すれば、整備というかご用意すればというふうな思いがありますが、基本的には松原グラウンドが完成すれば当然あの場所も面積的には全く問題ないわけですのでそちらのほうで使えると思いますが、いずれその間タイムラグがあるということになりますので、その辺をどう落としどころを見つけるかということが大きな課題かなと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） グラウンドゴルフに限らずだと思うんですが、スポーツをするということは先ほどお話の中でもありましたけれども、コミュニティを構築していったりとか、その地域とのつながりをもっていくという意味合いで非常に有効というか、意義があるのかなと思います。そういう意味でいうと、イベントですね、質問の中にもありましたけれども、イベントを復活というか、以前やっていたイベントをまた新しく行うということもひとつ有効なのかな、有意義なのかなというふうに思うんですね。最初の答弁の中で、これは教育長のお話の中で、例えば学校開放事業の中でいろんな事業をやっていたり、ビニールバレー大会とか、子供には体操教室をやったりと、それからバレーボール、卓球、野球、ですか、ノルディックウォーキング、いろいろスポーツに対して一個一個取り組み自体はあるんですけども、大きなイベントとして、町民なるべく多くの方が参加するような大規模な、もっと言えば外から人が来るようなイベントでもいいかなと思うんですが、そういうものを今後少しずつ再開するというか、開催するというか、いうことも意味があるのかなと思うんですけども。具体的に言えば例えばベイサイドマラソンありましたね、とか、町民運動会というものもありました。そういったものを今後この町にもう一度取り入れていくという考えですね。現状、すぐにやるというのは難しいと思いますので、そこをちょっと一回フィルターから外していただいて、やろうという気持ちがあるかないかということをちょっとお答えいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町民運動会、非常に私はいいかなと思っているんですが、実はこれは行政で運動会をやれって行って、行政区の方々がどう思うかというのが一番大事です。こういうイベントをもう一回再開をしたい。実は、運動会、震災前に既に休止になっておりました。それは何でかといったら、ご承知のように選手集めが大変体育振興委員の方々が苦勞したというがございましたし、なかなかプログラムを組めないということで、町民運動会が中止になりました。最後までやっていたのが入谷地区が最後までやっていたと思いますが、いずれそういう復活というのが、ある意味町民の皆さん方の下のほうからのいろんな声が盛り上がって、これは可能だろうと思います。

それから、ベイサイドマラソンの関係でお話しをさせていただきますが、実はことしで2回目になりますが、登米の風土マラソンというのを開催しております。これはご案内のとおりいろんな食べ物を食べながらとか、あるいはその辺の景色を見ながらフルマラソンをすると

ということで、この圏域においては初めてのフルマラソン。一番最初に声かかったのはうちの町に声がかかりました。南三陸でフルマラソンできないかと。風土マラソンできないかというお声をいただいたのはうちの町です。ただ残念ながら、警察の交通規制等々も含めまして当時そういう受け入れる状況にはないということでしたので、基本的には登米市のほうで開催ということになりましたが、実行委員会のほうでは、基本的にこれから将来に向けて考えているのは、登米スタートして、南三陸ゴールということができないかということ等含めてさまざま検討しているというふうな話はきいてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 町民運動会に関しては、これは提案としてだと思っただけですけども、以前から、震災前から行われていなかったということもあります。一方で、町民の皆さんが外に出るきっかけになることがそのスポーツ振興の中でも一つ大きな意味を持つんだろうというふうに思っただけですね。これは保健福祉の分野かもしれませんが、生活不活発病を防止するにはどうしたらいいのかといったときに、運動するとかいうことも大事なんですけれども、家の中で幾ら運動しても、外に出て、ほかの社会とかかわりを持つ社会に参加するということが非常に大きいんだというお話、これは研究結果でも明らかになっているというふうに聞いておりますけれども、そういう意味ではスポーツのジャンルから、スポーツの分野からそういった意義を果たすためにもイベントを企画して参加を促していくということは一定程度の意義はあるのかなというふうに思いますので、検討いただきたいなと思うのと、今お話、ベイサイドマラソンの前が元旦マラソンでしたか、で、ベイサイドマラソンになって、今は復旧復興の工事が忙しくて、もしくはダンプがいっぱい通りますので、そこを現実的に何百人、何千人の人が走るということは非常に難しいということのようなんですけれども、ただお話の中で登米市さんとの共催という形であってもそういうイベントをこの町に呼び込んでくるという努力は続けていく必要があるのかなというふうに思います。風土マラソンが今お話に出ましたので、現実的にこの町でもそういった取り組み、協力しながらやっていくという話、どの辺まで具体的になっているのか、実現すれば登米市との交流も生まれますし、町長が言う交流人口の拡大ということにまさしく寄与するものだろうと思いますので、スポーツの分野からそういったイベントを強力に誘致すべきじゃないかなと思いますが、町長、お考えいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、町のですね、かさ上げ等を含めてさまざまな工事が完了しないと

これはうちの町でゴールを迎えるということについてはなかなか難しいという現実がございます。ある意味、考え方によっては例えば一つには汐見の総合松原グラウンド、そういうところがゴール地点になるのかとか、そういうことを考えていけば、さまざまな工事が終了しなとなかなか私のほうでお話を積極的に誘致というわけにもなかなかまいらないというふうに思っておりますし、それから一番問題は警察がどういうふうな判断をするかというのは非常に大きな問題です。これは、スポーツだけではなくて、さまざまなイベントをやるのにまずは警察の許可をとということになりますので、その許可がどのように警察のほうで判断するかと、そこも含めて検討する必要があるだろうと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 最初の答弁で大体聞きたいことが返ってきた部分がありますので、今最後のほうですね、イベントをやってということが健康増進もそうなんですけれども、心の健康というか、精神的に町民の気持ちを前に向かせるためには有効な手段なのではないのかなというふうに思います。町長も教育長も現状では十分な環境は整っていないという認識はしっかりお持ちで、ただその環境の中でやれることをやっていくんだという意思があるようですし、もう一個突っ込んでですね、今だから、今しかできないとか、復興の途上だからこそ始めておくべき事業というものもあるのではないかなと思いますので、その辺を今後私も提案しつつ一緒に協議していけたらなというふうに思っております。先ほど言いましたけれども、誰が何のために使うということをしっかり頭に入れて、今後の災害復旧復興もスポーツのジャンルに関しても進めていっていただきたいなというふうに思います。

最後1点だけ、震災があって、災害、被災した施設、建物、いろいろありますけれども、この際だからといいますかですね、この際だからという言い方はできないんでしょうけれども、災害復旧というものをうまく当てはめて今後スポーツ振興というジャンルで使っていけそうな施設、幾つかあるんじゃないかなと思いますけれども、その辺どのようにお考えでしょうか。この施設は使えるんじゃないか、もしくはこういう施設を今具体的に改修に動いているということがあればお知らせいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） 今スポーツ関連の施設ということで、復旧ということでございましたけれども、答弁の中に町長ございましたとおり、まずは平成の森、これについては大きな改修が必要だというふうなところで動いてございます。それからあと同じく平成の森のサッカー場についても同様でございます。あと、もう一つ中にごございました松原グラウンド

も今復旧に向けて動いているということでございますので、それ以外に町として従前あったものというのはほぼほぼ復旧がなされております。逆に1つ大変環境としてよくなったのは、戸倉小学校が整備されることによりまして大変素晴らしいグラウンドができました。ここは、グラウンドのほうも大変ふかふかした状況ですので、そういった中でサッカーの方々などがもう使い始めているという状況もございますので、従前の環境よりは若干よくなったものもあるというふうなところでございますので、そういったところでご理解をいただければと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） それでは1件目の質問は終わりにしたいと思いますけれども、旧戸倉中学校の体育館というのは今後どのように使うかというのは決まったんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） こちらは、前回の議会のほうでも企画課長よりお答えしておったと思いましたが、旧戸倉中学校の体育館については、若干時間をかけさせて今後のことを考えさせていただきたいというところでお答えをさせていただきました。

理由と申しますのは、どうしても旧戸倉中学校の体育館に関しましては、災害復旧がきかない建物でございますので、いずれ町の単独費用で何かをしていかなければならないというふうなことでございます。あともう一つは今現在も倉庫的につかっているというふうな状況がございますので、そういった中で時間をかけて考えさせていただきたいというふうなところでお答えさせていただいたものと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） はい、わかりました。積極的なスポーツ振興を期待するものであります。

質問は2件ありますので、2件目に移らせていただきたいなと思います。

2件目は、バイオマス産業都市構想の今後の展望はということなんですけれども、質問の要旨といたしましては、バイオガス事業ですね、それから各種認証制度の取得といった環境へ配慮する、もしくは環境に責任を持つといった事業であるとか、方針というものが打ち出されてきているというふうに感じてはいますけれども、これが町民の生活レベルというか、生活していくその視点とは少し離れているというか、無理もないところではありますけれども、意識をもっと細部にまで行き渡らせる必要が今後ぜひ生じるんだろうというふうに思います。これは1件目の質問の冒頭で申し上げましたとおり、最初に何か大きい間違い、方向性とし

て誤った方向性を決定づけてしまうと、できてしまった後からではなかなかやり直しというのはきかないということもありますので、動き出した今のタイミングで今後どのように進めていく予定なのか、お考えなのかということをごひお話を聞かせていただきたいなと思いますので、どのように施策展開していくのか、町長のお考えを聞かせてください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、後藤議員の2件目ご質問についてお答えをさせていただきますが、平成26年3月に認定されました本町の構想につきましては、地域に存在するバイオマス資源を有効に活用すること、特に生ごみやし尿等の有機系廃棄物を資源とするバイオガス事業と林地残材等を資源とする木質ペレット事業を中心に人と環境に優しく災害に強いまちづくりを目指すということであります。

まず、主要事業の1つでございますが、バイオガス事業につきましては、昨年7月に協定を締結したアマタ株式会社の施設が本年10月に完成したことから、生ごみとし尿処理施設で発生する余剰汚泥の収集運搬を委託し、業務を開始をいたしているところでございます。この事業実施に当たりまして、町民の理解と協力を得るために昨年度町外の仮設住宅団地を含む全長63カ所を会場にバイオマス産業都市構想、とりわけごみの減量と志津川浄化センターの廃止に伴うし尿等の処理方法等のバイオガス事業の概要と必要性について、説明会を開催しました。さらに、本年7月から10月にかけて衛生組合を通して再度希望する地区を対象に生ごみ回収に関する説明会や広報、配布物等により啓発を行ってきたところであります。しかし、議員ご指摘のとおり事業開始から1カ月余りと日も浅いこともありまして収集量は少しずつふえる傾向にあるものの、まだまだ町民に浸透しているとは言いがたい結果となっていることから、今後も地区説明会の開催などによる回収率の向上と、まだ行っていない飲食店やホテル、民宿等で発生する生ごみの回収を行いまして町内ごみの減量と未利用資源の有効利用を図ってまいりたいと考えております。

また、今後につきましては、木質ペレット事業の復旧にあたり、未利用間伐材等の活用のほか、地球温暖化防止、環境負荷抑制等の効果も期待されているところでありまして、製造施設の整備導入に向けたペレットの需要開拓を行っているところであります。まず新築した戸倉小学校にはペレットストーブ、今月オープンとなる新南三陸病院にはペレットボイラーを設置したところでございますが、個人レベルでのペレットストーブの普及は伸び悩んでいるのが現状であり、一般家庭のペレットストーブ導入については県の環境税等の補助制度を活用した普及を図ってまいりたいと思います。まずは、住民の方の目につきやすい公共施設へ

の設置を促進し、ペレットストーブを身近に見てもらえる環境が必要と考えてまして南三陸町産業フェアにおいてもペレットストーブのブースを設けて、実際にペレットを燃焼し、機器の使用方法等について説明を行うなどの普及活動を行っております。今後も関係団体との連携を図りながら地域の特性に応じたバイオガス事業、木質バイオマス事業を推進してまいります。バイオガス事業については液肥による農作物の地域ブランド化を目標として取り組むとともに、町内小中学校に町の環境政策を中心とした環境教育についての授業も視野に入れた啓発策に取り組んでまいりたいと考えております。

当町バイオマス産業については、まだ過渡期の状況であり、町の公共施設復旧、各住宅団地における戸建て住宅建設等、復興の進捗状況に応じたさらなる啓発活動等を行い、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした人と環境に優しい、災害に強いまちづくりを推進していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 環境について、大きく今、柱の中でバイオガス事業を木質ペレットということを中心にバイオマス産業都市構想を進めていくということですね。

このバイオマス産業都市構想というのはそもそもどういうことといたしますか、どれぐらいすごいことなのかと、ほかの事例というのは国内でどれぐらい実際にあって採択されているのかということ、ほかと比較すると見えてくるのかなと思うんですけれども、そういった事例、今の段階でご存じでしたら教えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 詳しく、ちょっとそれじゃあ担当課長から説明を、ある意味この地域で東北地方で非常に先進的な取り組みをしているのは岩手の葛巻町、こちらのほうが木質ペレット関係のですね、大変先進事例ということで取り組んでおりまして、基本的に今さまざまな事業に取り組む地方自治体、いろいろ研修等にお邪魔しているのが葛巻町だというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） バイオガス都市構想でございますけれども、そもそもこの事業につきましては、国のほうのバイオガス戦略ということがございまして、内閣府、それから環境省以外ですね、7府庁が共同でバイオガス産業を中心とした、人に優しく環境に優しいまちづくり、災害に強いまちづくりを推進させるということがございまして、全国で大体10都市ぐらいを選んで推進しようということがございました。

町のほうでも、今回平成26年の3月に採択されたわけですが、大体その時までには16の都市が選ばれてございます。もともと町のほうで震災時大変な被害ございまして、全くインフラが遮断された状態でかなり凍えるような状態がございまして、生命維持に必要なことぐらいはせめて町内で何かエネルギーを調達できないかというような思いを痛切に感じていたということがございまして、そういった中で沿岸地域において再生可能エネルギーを使えるポテンシャルを探そうということで、国のほうからいろいろな調査を勧められておりまして、町のほうでも風力発電とか太陽光ですとか、地熱発電とかいろんなポテンシャルを調査したところございまして、その中で可能性があるというのがまず一つは太陽光のエネルギー、それから有機物を原料としたバイオガス、それからこの環境に適している木質バイオマスというようなことが挙げられたということです。

そういった中で、復興計画というところでエコタウンに挑戦というものが上げてございましたので、どのようにしたらいいかということで、どのように具現化していくかということで、いろいろと構想を温めていたところに先ほど言いましたバイオマス産業都市構想という支援があるということを知りましたので、町としては積極的に進めようということで手を挙げさせていただいたというところでございます。

それから、町のほうで昨年26年3月に採択されてから実際にやるために昨年から実際にバイオガスの処理施設を建設するというようになってきてございましたので、実際に今年度10月から始まったわけですが、それ以前に住民の方々にはこういった経緯というのは余りお示しできなかったということで、なるべく早く住民の方々に説明させていただきたいということで、町長の答弁にもありましたけれども、昨年の9月、10月あたりから住民説明会をさせていただいたというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） ほかの事例はどうなんですかとお伺いしましたらいろいろ事業の説明までしていただきまして、でですね、大きいのはもちろん震災の影響、非常に大きいんだろうと思うんですね。環境への対策というのが基本的にはあの日から何というかもすごくマイナス、大きく後退した状況からこの町は始めなければいけなかったという現状はあると思うんですね。もちろん今お話しのとおりインフラもなくなりましたし、そもそもその最終処分場というのは域内で、域内というか町内で余り持っていませんし、その後復旧復興工事どんどん行われておりますけれども、その場合のいわゆる環境アセスメントというんですか、工事をする上で環境を傷つけないように、生態系に余り悪影響を与えないように注意すると

いうことはある程度ほっておいて棚に上げて工事を進めているという現状あるわけで、その現状から、だれど人と環境に優しく人に優しくそういう町をつくっていきたくて言ったからには、国の戦略に乗ったというような今ニュアンスのお話があったかと思うんですけども、それ以上にここでしかできない何かがあったというぐらいの強いものがないと、余り説得力がないといえますか、町民がやる気を出してくれないのではないかなというふうに個人的には思っております。その場合に、質問の形にしたほうがいいと思いますので、効率コストパフォーマンスみたいなものを考えた場合には非常に不利と言いますか、採算がとれない現状があるというふうに聞いております。であるならば、南三陸でバイオマス産業都市構想、今お話の中でバイオガスというものに行き当たったというお話ですから、バイオガスに特定して限定しましょう。バイオガスを南三陸でやる一番のメリットというのはこれはどこにあるとお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと答弁もう一回戻りますが、基本的にうちの町で国の政策に乗ったということではなくて、基本的にはこの復興計画を策定する段階で町としてここまで痛めつけられましたんで、エコタウンへの挑戦というのが町の復興計画の基本の柱になってございます。それにのった形の中でいろんな国の政策等を探していきながらそして国のバイオガス産業都市ということに立ち至ったということです。したがって、町としての基本的な考え方はそういった環境をいかにしっかり守っていくかということがスタートだったということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） バイオガス事業をやるに当たってのメリットといえますか、議員ご承知のとおり、町の施設では可燃ごみ燃やせる施設がないということがございまして、隣の町の気仙沼市さんに焼却をお願いしているということがございます。可燃ごみ、重さの重量で比でいいますと大体燃えるゴミの中の40%ぐらいは生ごみが入っているというふうに言われておりますので、こういった生ごみを自分の地域内で処理することができればそれぐらいのもう少し少ないと思いますけれどもそういったほかの自治体をお願いして焼却している量を減らすことができるということもありますし、それからそれに伴いまして焼却灰、発生しますけれども、それも町のほうでは処分場ございませんで他の自治体をお願いしていると。そういった部分も量が減らせるといった部分で、そういった委託費の軽減を図ることができるというふうに考えてございまして、何かあった場合のリスクも少なくできるのでは

ないかということでございます。

それからもう一つ、生ごみ以外でも、浄化槽から出る余剰汚泥というものも同時に処理をさせていただいておりますけれども、ご存じのように震災後は下水施設は復旧させないということになりましたので、これからどんどん高台に家が建っていきますと浄化槽をつけるということになります。当然処理をしていくためには衛生センターでそういった汚泥を処理することになりますけれども、かなり衛生センター建設されてから25年以上ぐらいですかね、30年弱ぐらいたってきた老朽化している施設でもございますので、そういったところでの施設の負担というのでも軽減できるのかなというふうに考えてございます。

それから、アマタ株式会社とは15年ぐらいのこのバイオガスに関して協定というものを結んでございますけれども、協定書の中には何か災害時、緊急事態が発生した場合には一時的にその施設を使わせてもらうことができるというふうな協定を結んでおりますので、そこでバイオガス施設で発生したガスによって生み出されたエネルギー、電力とかそういったものも町のために使わせていただくということもできるというふうに考えてございます。

それから、地域の中でこれまで使われてこなかった資源というのでも有効に活用できるということで、それからエネルギー資源も生み出せると。それからその副産物としてメタンガスで発酵するときにはできます液肥といわれるもの、別名消化液というようなことでございますけれども、人間が食べて消化するようにメタンガスで発酵という形になりますけれども、その中でできてきた副産物の液肥というものを町内で農業で使っていただくなりご家庭で使っていただくなりということもできますし、地域の食の循環にも寄与できるというようなことでございますので、そういった地域の中で完結するようなことというのはほかの地域ではなかなかないということですので、ちょっと小さい町ですけれどもきらりと光るような施策の一つにもなるのかなと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） お昼、皆さん召し上がって温かい空気になっていますんで、余り最大のメリットは何ですかという質問に対して今7つか8つぐらいあったと思うんですよ。列記されるとどれが一番最大のメリットなのかというのは僕には全く理解ができませんでした。効率を追うというのが多分一番わかりやすいと思うんです。これやるともうかるんですと、皆さんの懐が痛まないんですと言えれば一番簡単だと思うんですけれども、そうではないんじゃないですかね、これ。だけど、一番最初の話ではごみ処理の委託費を減らせるということがメリットだと上がってくると、質問状を読んでいただければわかると思うんですけれ

ども、町民がこれどういう事業なのかというのを理解できずにいて、何でこの生ごみを分けるという手間は私はやらなければいけないんだという、その身近なところからバイオマス産業都市構想というものに対しての理解が及んでいないと。それを今後どうしていったらいいんですかということを知りたいんですけども、一番わかりやすく最大のメリットはなんだろうかと聞いた場合に、何なのかわからないというのは非常に問題だと思います。この調子で多分先ほど町長の答弁の中で説明会をやりましたと。これからもやっていきますというお話がありました。これはやっていただきたいと思うし大事だと思うんですけども、同じ今の説明会をたとえ100回200回やっても、結局私は何のために生ごみを分けるんだらうという疑問は永遠に解消できないと思います。その辺ですね、何というか、ちょっとお互いにわかり合いながらちょっと話を進めていきたいんですけども。

ちょっとじゃあ、具体的に細かい話をさせていただきたいと思うんですけども、事業が始まって1カ月、2カ月にまだなっていないですかね、の段階でごみの収集量ですね、生ごみ、今みんなで一生懸命集めています。これは大体計画のどの程度の割合なんだろうかと。少ないのであれば、どのように改善していこうとお考えなのだろうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 生ごみのいわゆるごみ処理の問題については、これはずっと震災前からの大きな課題でした。震災前、出前トークというのを私やっております、各地区から2人以上の方がいればそこにお邪魔して、町の政策課題あるいはその地域で集まった皆さん方からさまざまなご意見、ご質問等にお答えをすると、それが出前トークということでやってまいりまして、よく中学校に呼ばれたときに子供たち、生徒たちにお話ししたのはですね、うちに帰ったら生ごみを少なくするように協力してくれというお話をずっとしてまいりました。といいますのは、先ほど課長お話ししましたように、ごみが出る中の、ごみの量の約4割が生ごみということで、基本的にはご承知のように焼却するのもこれ基本的には重さで料金をとられます。ですから、生ごみを少なくすれば少なくするほどにいわゆるごみ処理費が減額になるということで、どうぞ皆さんうちに帰ってお父さんお母さん、特におかあさんにその辺のお話をさせていただきたいということがございまして、それがあ意味うちの町の生ごみをどうしなきゃいけないかということの原点はその辺になるのかなというふうな思いがあります。基本的に説明会を開催させていただいてなかなか理解できかねるというご意見は多分そうかもしれません。ですが我々としては取り組むことがまず大事。実はですね、震災前にごみの分別収集をスタートした時期がございまして。これは、缶でも、鉄、缶、アルミ缶、さ

まざまなものをこまめに分けるということでした。これも地域の説明会をやりましたがなかなかこれも反対が多くて進まなかった経緯がある。そこでわれわれがお願いしたのが、ごみの集積場に衛生組合長さんに立っていただいて、それで指導していただいてそしてごみの分別をちゃんとしっかりやっていただくように、これも結構時間かかりました。ですから今回の問題につきましても、結構時間はかかるというふうに思います。ただ、担当課のほうでもいろいろ検討しておりまして、それぞれの各地区にバケツを置いておりますが、そのバケツに出てくる量が少ない地域、あるいは全くない地域もあるかもしれませんが、そういった少ない地域は多分理解が進んでいないということで、その地域に出向いて行って集中的に説明会をしようということも検討しているようでございますので、いずれごみの収集の中で現在の搬出割合、ごみ全体の、今、少しずつ上がっています。最初のころは10%程度でしたけれども、今14%ぐらいまで生ごみの量がふえてきていますので、これをとにかく一番高いのは40%、30とか40とか、その辺の目標値がありますので、そこまでどう上げていくかということがこれからの担当課含めての取り組みになるんだろうと思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 現在のごみの収集の状況でございます。計画当初、1日当たり3.5トンという数値を設けておりましたけれども、現状ですと大体1.3トン程度というふうなことになっております。ただ、3.5トンというのは家庭ごみと事業系のごみも含めた量でございます。ただいまのところ町のほうでは今のところは事業系のごみ、集めていませんので、それを考えますと大体計画の4割程度ではないかというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 数字のところ、当初計画が大体3.5トンぐらいのところ、今1.3トンぐらいしか集まっていないと。ただそれが、計画では事業系のごみ、事業系のごみということは、飲食店とか大きい工場とかから出るものだと思いますけれども、その分をまだ集め始めていないので。そうすると計画の4割ぐらい集まっているということですかね。先ほど町長がおっしゃった10%、14%というのはどの辺の数字になるんでしょうか、確認したいのでお願いします。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 済みません、ちょっとわかりにくい説明になってしまいました。

実は3.5トンという数値をはじき出したもととなったデータといいますのが平成21年あたりの可燃ごみ、大体4,600トンに対しての数値でございます。それで、昨年度平成26年度は大体

1年間で3,500トン程度ということでした。平成21年度の数値といいますと人口が1万7,800人程度の人口でございましたけれども、直近の数字ですとかなりそれから3割ぐらい減っているというような数値でございまして、最初の計画を出した量とですね、昨年の量を比べますとちょうど大体3割ぐらい減っているということがありましたので、それを踏まえて考えると当初計画したよりも4割ぐらいの回収になっているのではないかなという考え方でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） どうでしょうね、質問もあやふやだったので、要は今の現状集まっている生ごみの量というのは計画を大きく損なうようなものではないという認識でいいんでしょうか。もちろん100%ぐらい集まれば、いっぱいガスも出るし、いっぱい液肥もつくれるし、いっぱい発電もできるし、いいことが多いんだろうと思いますけれども、現実はそのままでいないけれども、想定範囲内ということで大丈夫ですか。大丈夫ですね、わかりました。じゃあその前提のもとで話を進めていきます。

ただ、計画どおりはっていないということは、これはじゃあどこにはね返るのかということは聞いておきたいんですけども、ごみが集まらないことで起こり得る悪影響ですね、余計にコストがかかっちゃうことなのか、何でしょう、この事業自体が撤退せざるを得ないという状況になるのか、その辺はどういうリスクが予想されるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） やはり当初見込んでおりました生ごみの量が回収できていないということはその分これまでどおり可燃ごみのほうに回っているということで、気仙沼のほうで焼却していただいている経費が予定よりはかかってしまうのではないかと。それに伴って発生する灰の量も多少ふえてくるだろうということ。それから、予定どおり生ごみ集まらないで発酵できなければ液肥の量も少なくなってしまうと、出口のほうでの販売というものが若干減ってしまうかなということでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） ちょっと聞きたいことと答えがあれなんですけれども、要は最終的にはお金の問題なのかなというふうに誤解というか、感じてしまうんですけども、要は経費がかかっちゃうとか、灰の量がふえるということはその処理費用がふえるということですので、予定されていたほどのコスト削減が認めないということが今後予想されるリスクの一

一番大きいところなのかということでは、そういうふうな捉え方をしてしまうと、ますます町民との乖離というのは大きくなっていく危険性があるような気がしますので、ちょっとそこをお考えいただきたいなと思いますね。

ちょっと時間もあれですから先に進みたいと思うんですけども、先ほど町長のお話の中で、出前トークですか、の中で、若い世代、要は中学生、小学生のお子さんたちにそういうお話をしているんだということがありました。ここにその大きい一番重要な部分というかながあるのかなと思うんですね。環境を守る、もしくはこの町はそういうところに責任を持っているんだということを示していくことを、これは子供たちの世代に伝えていかなければ意味がないというか、我々は好きでごみ分別していますと。面倒くさいから君たちの代になったらやめていいよと、これでは何のためにやったのか、全く意味がわからないわけで、そういう教育のジャンル、教育の場面でもこういったものをお話ししていく、浸透させていくということはこれは必要だと思うんですけども、その辺は今どういった対策というか、対応というか、現時点で行われているのか、お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ごみの分別のちょっとお話しをさせていただきましたが、当時ごみの分別をある意味全国で広がっていったのは、混ぜればごみ、分ければ資源ということで、この分別収集が進んできて一気に全国に広がっていったという経緯がございます。ですから、ごみも資源だという考え方、これはまさしく生ごみの分別にもですね、まさしく資源なんだという捉え方を皆さんにさせていただく。いわゆる循環型社会をつくっていくということがある意味この問題の根底にあるのかなというふうに思っています。先ほど答弁でもお話しさせていただきましたが、基本的にはこれは子供たちの環境政策という形の中で、勉強という形の中でも子供たちに知らしめていきたいと思っています。先ほどお話ししましたようにですね、やっぱり子どもたちというのは情報発信力があるものですから、家庭の中で。ご家庭の中でお父さん、お母さんにこういったことをやっている、こういうことをやるとこういうことになりますよというお話を子供から家庭の中でお話しをいただくということがある意味波及効果としては大きいんだろうというふうに思っております。

今町民の皆さんに生ごみのご協力をいただいているんですが、一つ私すごいなと思っているのがですね、うちの町の異物混入率、1%ぐらいです。ほとんどきれいに分別をいただいている。この生ごみの分別の先進地というのは福岡県の何だっけ、大木町だっけか、大木町といった、ここの異物混入率は10%ぐらいあるといわれておりますので、当町のこの生ご

み分別の協力をしていただく町民の皆さんはですね、大分気を使いながらこれにお取り組みをいただいているということですので、要はこれをあとはどのように広くですね、町民の皆さんに広げていくかということがこれからの大きな我々の課題というふうになるうかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） その若い世代、次の世代へも教育の現場でも社会勉強の一環として積極的にやっていくんだということによろしいですね。

今お話ありました異物の混入率ですね、実際に業者さんのほうにも取材というか、行ってみたんですけども、そのときは数字としては0.5%ぐらいとたしかおっしゃっていたと思うんですけども、これはだから驚異的な数字だとおっしゃっていました。それは何というんでしょうね、もっとそういうことも町民は知らされていないので、皆さんちゃんとできているんですよ、すごいんですよということも知らされていないので、やろうかなという人が少ないのか、少ない地域があるということにつながるのか、もしくは今は意識が高い人ばかりが分別をしているからそういう驚異的な数字だけども、これを逆に広めていくと異物の混入率というのはどんどんどんどん上がって行って生ごみとしては使えなくなってしまうという可能性もあるのかなというふうに思います。その場合に一番多分具体的に懸念されるのが、事業系のごみを集め始めたときだと思うんですけども、ご家庭というのとは何か、どこまでいっても最終的には個人の判断ですから、お宅の一軒一軒勝手口から入ってごみ分けしていますかというわけにはいかないと思いますけれども、ただそれと規模の全く違う、桁の違うごみが出るところがあるわけですね。そこはもう徹底してやっぱり分けていただかないとこの事業全体に支障を来す可能性があると思うんですけども、その辺はどういった対応をしていこうとお考えなのか、現時点でお考えを聞かせてください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 説明会で私も非常にこれわかりやすい説明だなと思ったのはですね、異物の関係でどういうふうに判断すればいいのということで、説明をするのが、自分で食べて消化できるものはオーケーと、自分で食べて消化できなくてそのまま出てくるものはだめだということです。これを今、後藤議員おっしゃったように、大変たくさんのごみを扱う事業者の皆さんにそれだけの説明だけではなかなか理解といたしますか、それぞれいっぱい集まってくるわけですので、そこをどううまく理解をして協力してもらおうかということについては、これはやっぱり大きな問題なんだろうなというふうには認識してございますが、いずれ

ちょっと補足であとは担当課長から説明をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 今町長おっしゃったとおりで、説明会の中でよく聞かれたのが、分け方がよくわからないということで、いろいろと分けてもいいもの悪いものというものを紙に作成してお配りしたんですけれども、なかなか高齢者になればなるほどわからないと。分けるのが面倒くさいので全部可燃ごみにしてしまうという方が多いという話も聞いてございます。ですので町長おっしゃったように、自分が食べて消化できるもの、固くてくされないものはメタンも分解できないので、そういったものは燃やさないという考えでいただければわかりやすいのかなと思います。事業系のごみですね、これから問題になってくると思います。大体ホテル、旅館、飲食店、そういったところをお願いするところなんですけれども、なかなか旅館、ホテルで宴会等でたばことか割り箸とかそういったものがいっぱいごちゃごちゃ入ったようなやつを1個ずつ分けていただくとなると、非常にもう手間がかかってしまうと。時間もかかるし、余計に人も入れなければならないというような問題も出てきますので、まずはできるところから、調理したときに出てきた野菜くずとかそういったものから始めていただければなというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） その恐らくこれは一軒一軒やったほうがいいんだろうと思うんですが、丁寧に説明すると。要はそういう事業者というのは大きな何人もの人でその事業全体を回していますから1人がわかっていればいいという、要はお母さんがわかっていればその家庭はどうにかなるけれどもということではないと思いますので、丁寧にやっていただきたいのと、意見交換というかですね、こういうものが例えば設備としてあると楽なんだけれどというような話は積極的に取り入れていくような姿勢をぜひ持っていただきたいなというふうに思います。

それから、もう1点、バイオガス関係でですね、もう1点か2点聞きたいんですけれども、今後、大規模団地が造成が完了して、もしくは災害公営住宅、大きい世帯数の多い棟が建ち始めて新たな団地が形成されます。仮設を出てそちらに移られるという方が大変多くなるのかなと思うんですけれども、そこでこの周知している、せっかくやろうとしている取り組みがペースダウンしてしまうのではもったいないと思いますので、新たなコミュニティができるタイミングでこのバイオガス事業もより強力で周知していく、何かキャンペーンをやって、わかりません、今ふと思いついただけですけれども、何かこういわゆる風船でも配りながら

こういうことをやっているんだよということをアピールするようなことがあってもいいのかなと思いますので、その辺このタイミングをしっかりと生かす方向にいかなければいけないと思いますが、その辺具体的な手立てというのは今のところありますか。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 今、町外にいらっしゃる仮設等に住んでいらっしゃる方にも説明会開かせていただいておりますけれども、お話聞きますと実際にほかのところに住んでるとそういった生ごみの分別とかっていうのをやったことがないというので、なかなか身近に感じられないというご意見とかもいただいておりますので、そういった皆さんが戻ってこられるようなそういったタイミングとかですね、いろいろ時期は難しいと思いますけれども、いろいろな産業フェアとかですね、いろんなイベント、あるいは復興市とかですね、人が集まるときとかですね、そういった機会を捉えて、南三陸町ではこういった取り組みをしていますというような話を広めてさせていただきたいなと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） もう1点だけ、バイオガス事業をやることで、新たな雇用というのは生まれたのか生まれていないのか、そこを1点お聞かせいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 今回生ごみ収集するに当たりまして、新たに生ごみ収集ということがございましたので、当初予定していた集積場所200カ所だったんですけれども、いろいろとふえて250場所ぐらいごみの集積場所ふえたということで、ごみの収集するところで雇用していただいたということもございますし、何よりもバイオガス施設、新しくつくられたわけですけれども、そこで一つ一つ集まったごみを手作業で異物を除去するという方々が町内の方々、四、五名ですかね、ちょっと詳しい数はわからないんですけれども、少なくともその程度の雇用は生まれているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） バイオガスはちょっとこれぐらいにしまして、もう何点かですね、いきたいので、ちょっと時間ぎりぎりまでお付き合いいただきたいと思いますが、認証制度の前に木質バイオマスが先ですかね。ペレットストーブですね。今お話の中では戸倉小学校とか新しくできる病院とかに導入したということですが、個人の導入は伸び悩んでいると。先ほども産業フェアでみたいなお話、つい先ほどもありましたけれども、産業フェアは

年に1回しかやっていないので、フェア自体はすごく大盛況でいいイベントだと思いますけれども、そこで周知したので十分だというわけではないと思いますので、話を聞いてみますと、ペレットストーブ導入した場合の補助率というか、補助金がありますよね。その補助率というのは非常に高いと聞いているんですけれども、その個人消費のペレットの補助、周知の入れる力の入れ具合が少し足りないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺、どのようにお感じになっていますか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） ペレットストーブの周知の仕方でございますけれども、広報紙、それから防集団地等ができた際にそういった敷地を決めるところでの説明会等でチラシを配らせていただいたり、そういった形であるいは先ほどもお話ありましたけれども、産業フェアで実際にその物を見ていただいて、こういうものですよということでPRさせているところがございます。確かに、ペレットストーブのこれまでの実績を見ますと平成25年度で12台、それから平成26年度で2件本年度につきましては当初5件だったんですけれども、残念ながら1件キャンセルがありまして4件ということで、あとは工事の関係もございまして、来年度の仮予約という形で1件ある状況でございます。確かにペレットストーブといいますと高価なものでもございますし、補助率といたしましては県と町の補助になってございまして、県のほうが上限が10万円になってございます。その全体の事業費から県の助成率を引きまして、残りの金額を半分にして町のほうで補助しているというところがございます。その上限が25万円ということになってございます。合わせまして35万円の補助でございますけれども、なかなか本体が高価なものということもございましてですね、答弁にもございましたように普及がなかなか進んでいないという現実がございます。それで、ご承知のように各種防集団地が完成してよいよ本格的な建設工事着手している方々いっぱいいらっしゃいますけれども、そのおよそ8割がハウスメーカーの工事ということになってございます。ですので、なかなか気密性であったりとかですね、それから若干メンテナンス的な面とか、それから高額であるといったところからですね、どうしてもなかなか入り込むことが難しい状況でございます。したがって、残りの2割のところでの勝負ということになりますけれども、いろいろ問い合わせはございますけれども、いざ建設の段階になりましたらちょっと高価なのでキャンセルしますといったお話もございまして、なかなか進まないという状況でございます。ですけれども、なかなか出口確保といったところで今後もですね、そういった面でPRをしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 何か質問するのが申しわけないような表情になってきますので、何か余り責めるようで申しわけないんですけれども、域内でエネルギーを回すということに一つ大きい価値があるんだろうと思うんですね。補助金の額は私のほうから水を向けたので申しわけない部分もありますけれども、そういう安いんですよとかいうこと考えたらですね、もうとんでもない規模でやらなきゃいけない事業なわけで、そもそもは。採算なんか合うわけがないです、こんなものは。その前提に立って、だけどこの町はやっていくんだということを選択したというのであれば、されば胸を張っていいもんですよと進めてほしいんですけれども、どうもそこまで至っていないということ。新しい価値がそこに付加されていないのかなと思うんですね。その一端が木質バイオマスに関して言うと、ペレット工場がないですよ。要はほかから買ってきてみたいなことをちょっと済みません、詳しくはないんですけれども、どういう事業形態でということが域内で回り切っていないので、その地域でその事業に携わる方々にバックが実感できないのかなという思いがあるんですね。その辺、今後改善される域内で木質ペレット回すんだという展望はあるんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 胸張って答弁をさせていただきますが、採算ベースということになりますと、約1,000トンということに、工場をつくってということになります。大体病院の熱源で使うのが約200トンということです。それから、戸倉小学校も、何トンぐらいだ。使うトン数。（「年間20ぐらいだ」との声あり）ということ。あと民間のご家庭で消費するのが約1トンということになりますんで、やっぱり五、六百台はある意味普及しないとなかなか難しいだろうというふうに思います。ある意味ですね、町の公共施設だけではなくて、さまざまな大きい大規模な施設、結構大きいがありますのでそちらのほうにもやっぱり導入してもらおうというふうな働きかけも当然必要ですし、それからやっぱりどうしてもこれをやることによるのメリット、最初のイニシャルコストは高いんですが、ランニングコストで安いという、そういうことを打ち出していけないと、なかなかこれが広まっていけないという、そういうことも抱えているというふうに最初は胸張っていてもだんだん胸張らなくなってきたんですが、そういうことも含めてですね、クリアをしていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） じゃあ、上を向いてお答えいただけるように、ちょっともう1点、全く今までの話と別なんですけれども、認証制度ありますよね、FSCとASCですか、これ

は両方とったら世界でも初じゃないかといって胸を張って言えるところかと思いますが、
もF S C認証されまして、何だろう、木材を使うということに非常に価値が出てきたので、
胸を張って新しい役場の庁舎であるとか、今後の公共事業、公共施設にはその材を使ってい
きたいとお答えいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） F S Cの構成の方々に何回もおいでをいただきまして、端的に言わせて
いただければ、ある意味F S Cの認証材のショールームにしたい、いきたいというふうに考
えてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 環境についていろいろお話しさせていただきましたけれども、理念は
すばらしいと思いますし、共感できる町民も多いからこそその異物の混入率が非常に低かった
りとかということがあると思うんですけれども、この事業を誰がいつどうやって導入するこ
とを決めたのかというところが見えないのが、見え切らないのが、なかなか町民が積極的に
そこに参画していこうという気を起こさない一番の要因なのかなと思うんですね。施設の落
成式、竣工式でしたか、のときに私も参加していたんですけれども、地域の方々が自分ごと
としてですね、私はこういうものをやって、アマタさんですか、にいろいろ出会ってこうい
うことをやりましたということ自分の地域のことを自分の言葉で語っておられたのが非常
に印象的で、そういうものだろうと思うんですね。そういうところから始めなければいけな
いというかですね、地に足の着いたというか、こういうものをもう理解されている方、自分
の言葉で語れる方というのはこの町にいらっしゃるわけですから、それを全町的に広げてい
くとかですね、次の世代へつないでいくということは、難しいようであって実際そんなに難
しくないんじゃないかなと思うんですね。そういう意味でまず事業云々以前にまずこの事業
をやるんだと決めたという最初の町長の答弁につながっていくんだらうと思うんですけれど
も、そこですね、ぜひ履き違えずにというかですね、いろいろ厳しいこととかコストは
どうなんだ、突っ込むのが仕事ですから突っ込みますけれども、続けていっていただきたい
という思いもありますので、今この地域にある資源を有効に使っていくんだということは町
民の総意を得られるものだと思いますので、今後ですね、大きく発展させていくために現時
点での決意というか、今後の体制ですね、もっと庁内でも、庁舎内でも、ペレットストーブ
の質問をすると産業振興課の方がお答えになる。その前は環境対策課の方がお答えになる。
ここに連携がとれているのかとれていないのかという不安な部分もありますので、そこも含

めて今後の体制づくりをしっかりしていただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で、後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明9日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明9日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時51分 延会